【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2020年4月8日提出

【計算期間】 三菱UFJ 資産設計ファンド (分配型) 第26特定期間

三菱UFJ 資産設計ファンド (バランス型) 第26特定期間

三菱UFJ 資産設計ファンド (株式重視型) 第26期

(自 2019年7月10日至 2020年1月9日)

【ファンド名】 三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)

三菱UFJ 資産設計ファンド (バランス型) 三菱UFJ 資産設計ファンド (株式重視型)

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 03-6250-4740

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

「三菱UF」 資産設計ファンド(バランス型)」

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2兆円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型		その他資産		特殊型
	内外	()	ETF	()
		資産複合		

属性区分表

三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)

一爻ひ! 3 只任	スロノノノー					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	区欠州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	()	中近東				その他
属性		(中東)				()
()		エマージング				
不動産投信						

			日川川カ北口	百(闪巴汉貝后武文皿
その他資産				
(投資信託証券				
(資産複合(株				
式、債券、不動				
産投信、通				
貨)))				
資産複合				
()				

三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)

二爻UFJ 貝性	以回ファフィ	(ハフノス至)	,			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年 2 回	(日本を含む)	ファンド	()		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	区外州	オブ・、		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				- - N
クレジット	()	中近東				その他、
属性		(中東)				()
		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(資産複合(株						
式、債券、不動						
産投信、通						
貨))) 資産複合						
貝炷饭口						

三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)

投資対象資産 決算頻度 投資対象地域 投資形態 為替 へッジ インデックス 特殊型 インデックス 株式 年1回 (日本を含む) 年2回 (日本を含む) 年4回 中小型株 年6回 (隔月) 平ジア 公債 (不) 日々 その他 (隔月) ヤロジット 属性 (か) エマージング 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株 、債券、不動産投信、通貨)))資産複合 () 日本	二変UFJ 貝座	以回ファフィ	(1水以里1光至)	,			
株式	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 その他債券 クレジット 属性 (力型産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信、通貨))) 年2回 年4回 年4回 年4回 年4回 年4回 (円本を含む) ファンド・なし ・オブ・ファンズ オセアニア 中南米 アフリカ 中所来 (中東) エマージング ファンド・なし ・ファンズ ファンズ ・ショート型/ 絶対収益 ・追求型 ・その他 () その他 ()					ヘッジ	インデックス	
大型株 中小型株 債券 年4回 年6回 (隔月) 年12回 公債 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 (() 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信、通 貨))) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング スの他 (中東) エマージング その他 () その他 (株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
中小型株 債券 年6回 (隔月) 年12回 公債 公債 公債 公債 その他債券 クレジット 属性 (中東) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動 産投信、通 貨))) 年6回 (隔月) ヤワジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング その他 () その他 () その他 ()	一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	()		
債券 (隔月) 欧州 オブ・ファンズ 一般 年12回 アジア 公債 (毎月) オセアニア中南米アリカ中近東(中東)エマージング その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、通貨))) エマージング	大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
一般 年12回 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング 社債 その他 (中東) エマージング 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信、通貨)))	中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
公債 (毎月) オセアニア 中南米 中南米	債券	(隔月)	欧州	オブ・		その他	ロング・
社債 日々 中南米 その他債券 その他 アフリカ クレジット属性 (中東) (中東) エマージング 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、通貨))) 株式、債券、不動産投信、通貨)))	一般	年12回	アジア	ファンズ		()	ショート型 /
その他債券 その他 アフリカ 中近東 その他 その他 その他 (中東) この他 (回り) エマージング 本の他 (回り) 本の他 (回り) 本の他 (回り) (回り) 本の他 (回り) 本の他 (回り) (回り) 本の他 (回り) (回	公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
クレジット 属性 (中東) (中東) (でする) エマージング 不動産投信 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信、通貨))) (では、通行のよう)	社債	日々	中南米				追求型
属性 (中東) () エマージング 不動産投信 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信、通貨))) ()	その他債券	その他	アフリカ				
() 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動 産投信、通 貨)))	クレジット	()	中近東				その他
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動 産投信、通 貨)))	属性		(中東)				()
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動 産投信、通 (資)	()		エマージング				
(投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動 産投信、通 貨)))	不動産投信						
(資産複合(株 式、債券、不動 産投信、通 貨)))	その他資産						
式、債券、不動 産投信、通 貨)))	(投資信託証券						
産投信、通 貨)))	(資産複合(株						
貨)))	式、債券、不動						
	産投信、通						
資産複合 ()	貨)))						
	資産複合						
	()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

	人人我	
	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の
追加型		追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従
		来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
地域		国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実
		質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
資産		株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を
		源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に
		株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産
		のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記
		載があるものをいいます。
独立区分	`	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する
		規則」に規定するMMFをいいます。
	ド)	
		一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する
	ザーブ・ファンド)	規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480
		号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならび
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規
4-12 F3 (A N/T	(定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨ま
		たはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起する
		ことが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載が
		あるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいい
資産			ます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある
			ものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があ
			るものをいいます。

1			有価証券報告書(内国投資信託受
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの をいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。
			以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいま
			す。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する
			旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	
			する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット	
		属性	て投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資
			対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイ
			イールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記しま
			す。
	不動産投	と信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載が
	41 25		あるものをいいます。
	その他資	産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外
	`m ++++ ^		に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	î	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載がある ものをいいます。
決算頻度	年 1 回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいい ます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいい
	721		ます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいい
	' ' ' '		ます。
	年6回(隔月)	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいい
			ます。
	年12回 (毎月)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるも
			のをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいま
	7.00/14		す。
+几 >欠 > + 分	その他	* II	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローハ	()V	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源
1019(日本		泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源
			最近の形にあいて、超八負性による投資収益が日本の負性を源 泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産
	10/1		を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	区欠州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産
			を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジ
			ア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニ	ア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域
			の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資
			産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	J	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の
	<u> </u>		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(円鬼)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資金を活用しまるにの記載がある。
		*	産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマーシ	199	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興は長男(地域))の資産(一部組み)れている場合等
			域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等 を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
			で 小でみょ。 / で 小水にょる日の記載がのるものでいいまり。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズに
		のみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資する
		ものをいいます。
	ファンド・オブ・	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関す
	ファンズ	る規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいま
		す。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替
		のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるも
		のまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象イン	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨
デックス		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨
		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指
		す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的
		に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連
		動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の
		記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組み
		を用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価
		額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値に
		より定められる一定の条件によって決定される旨の記載がある
		ものをいいます。
		信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を
	型 / 絶対収益追求型	目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目
		指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当
		しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい
		ます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

「三菱UF」資産設計ファンド(分配型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行う ことにより、安定した収益の確保と着実な値上がり益の獲得をめざします。

「三菱UF」資産設計ファンド(バランス型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、着実な値上がり益の獲得と安定した収益の確保をめざします。

「三菱UF」資産設計ファンド(株式重視型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



世界の株式・債券といった伝統的資産のみならず、不動産投資信託・絶対収益追求型運用といったオルタナティブ資産を加えた幅広い投資対象に分散投資します。

- 各資産内においては、株式・債券では地域・種別毎に7つの資産クラス、オルタナティブ 資産では不動産投資信託(REIT)および絶対収益追求型運用の2つの資産クラスとした 合計9つの資産クラスに分けてそれぞれ投資を行います。
- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
 - 債券とは、国債、政府機関債、国際機関債、地方債、社債ならびにハイイールド債券(格付会社によりBB格相当以下の低い格付けを付与された社債)などをいいます。
 - 投資対象とする資産クラスおよび投資比率は、ファンドによって異なります。

オルタナティブ資産への投資

「オルタナティブ」とは「一の代わりに、代替」と訳され、投資の世界で「オルタナティブ資産」というと、株式や債券といった伝統的資産とは異なる値動きが想定される投資対象資産もしくは運用手法のことをいいます。こうした値動きの異なる資産を伝統的資産と組み合わせることで分散投資の効果をねらいます。

ファンドにおけるオルタナティブ資産とは・・・

<件替接續対象資產> 不動産投資信託(REIT)

絶対収益追求型運用

<代替投資対象資産>

不動産投資信託(REIT)

不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT (リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

■ 不動産投資信託(REIT)の運用イメージ

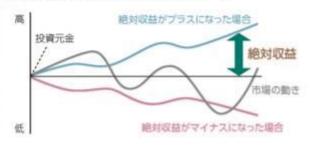


<代替運用手法>

絶対収益追求型運用

絶対収益追求型運用とは、市場の動きを 上回ることが目的でなく、投資元金に対す る収益を追求することを目的とした代替 運用手法です。世界の株式・債券・通貨を 取引対象とし、運用者の割安・割高の判断 に基づくロング・ショート戦略を行うことに より、市場全体の上下動にかかわらず収 益を獲得することを目標とします。そのた め、投資成果は運用者の判断に大きく依 存します。

■ 絶対収益追求型運用の運用イメージ



- 上図は理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果をお約束するものではありません。
- □ ロング・ショート戦略とは、主に割安と判断される資産または通貨を買い建て(ロング)、割高と判断される資産または通貨を売り建てる(ショート)投資手法です。 買い建てた資産または通貨の価格上昇による収益獲得機会だけでなく、先物等を売り建てた資産または通貨の価格下落による収益獲得機会を追求します。
- 世界の株式・債券・通貨を取引対象としますが、実際の運用にあたっては、株価指数先物、為替予約取引等を活用します。また、絶対収益追求型運用とは、絶対に収益が上がるという意味ではありません。



お客様の投資目標に合わせて、投資対象とする資産クラスおよび投資比率が異なる、「分配型」「バランス型」「株式重視型」の3ファンドをご用意いたします。

各ファンドの基本方針と 基本投資割合

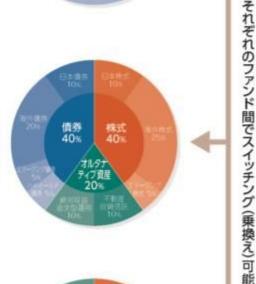
【分配型】

安定した利子収入が期待される債券を 組み入れの中心とし、安定した収益の確 保と信託財産の着実な成長とともに、隔 月での収益分配をめざします。



【バランス型】

成長性が期待される株式と、安定した利 子収入が期待される債券をパランスよ く組み入れ、信託財産の着実な成長と 安定した収益の確保をめざします。



【株式重視型】

成長性が期待される株式を組み入れの中心とし、信託財産の成長をめざします。



- 各資産の種類および資産クラスへの投資比率は上図の通りとすることを基本としますが、実際の投資比率は、基本投資割合からカイ離する場合があります。また、各資産においては、複数の資産クラスに分け投資を行いますが、資産クラスおよび資産クラスの投資比率は市場環境の変化等により見直しを行う場合があります。
 - スイッチングの際は、換金するファンドに対して信託財産留保額および税金がかかります。
 - 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。



投資信託の調査・評価の専門会社である三菱アセット・ブレインズ株式会社から 助言を受け、各資産クラスについて厳選した投資信託証券(ファンド)を組み入れ ます。

同一資産クラス内の投資信託証券への投資にあたっては、運用特性の分析により複数 の投資信託証券を組み合わせて分散投資を行うことがあり、組入比率については、三菱 アセット・プレインズ株式会社からの助言に基づき決定します。また、投資信託証券は、 定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

<投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)>

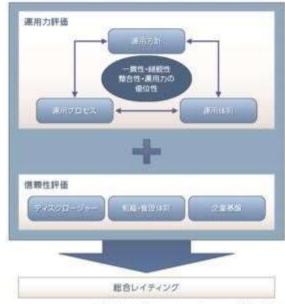
資産	資産の行列	10億数額とする投資保証証券
	日本模式	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定) ストラテジック・パリュー・オープンF(適格機関投資家専用) GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)
模式	海外模式	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用) MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)
	エマージング検索	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用) GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
	日本債券	三菱UFJ・日本債券ファンドF (適格機関投資家限定) ノムラ日本債券オープンF (適格機関投資家専用)
債券	海外債券	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)
	エマージング債券	アライアンス・パーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)
	ハイイールド債券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)
		MUAM J-REITマザーファンド
オルタナティブ	不動產投資信託	ワールド・リート・マザーファンド®
資産		MUAM G-REIT TH- JF2K
	絶対収益追求型運用	プローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機関投資家専用)

- ■「資産クラス」は、各投資信託証券の主要投資対象もしくは運用手法です。
- 上図は投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後変更となる場合があります。 上図に掲げるすべての投資信託証券に投資を行うとは限りません。
- ※投資対象とする投資信託証券の見直しに伴い、2020年5月26日に投資対象から除外する予定です。

MITSUBISHI ASSET BRAINS

- ・1998年12月に設立された、投資信託の調 査・評価等を行う専門会社
- ・「公平」「中立」「透明性」を確保し、客観的な 基準による独自の絶対評価基準に基づき、 定性評価を実施
 - 投資助言者。投資助言の内容、投資助言の有 無等については、変更する場合があります。

[三菱アセット・ブレインズ株式会社とは] <三菱アセット・ブレインス株式会社の投資信託証券の評価・選定のボイント>



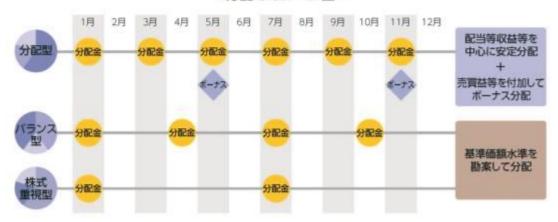
(出所)三菱アセット・プレインズ株式会社



「分配型」は年6回、「バランス型」は年4回、「株式重視型」は年2回、毎決算時に分配を行います。

- 「分配型」の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年5・11月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ●「バランス型」および「株式重視型」の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 各ファンドについて分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。

<分配のイメージ図>



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、 保証するものではありません。
- ◆「分配型」の決算日は、1·3·5·7·9·11月の各9日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- ◆「バランス型」の決算日は、1・4・7・10月の各9日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- ◆「株式重視型」の決算日は、1・7月の各9日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- □ 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- □ 「分配型」のボーナス分配とは、5・11月の決算時に、2ヵ月毎の安定分配相当額に上乗せして行う分配です。なお、ボーナス分配を行わない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

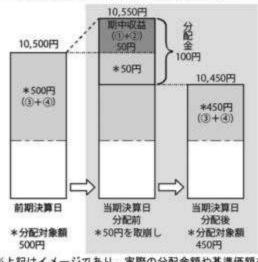
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。

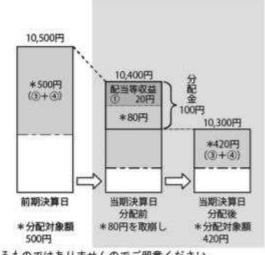
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合





※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として

支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる 分配対象額となります。

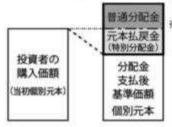
収 益 調 整 金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないよう

にするために殴けられた勘定です。

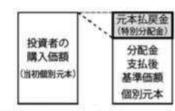
◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減少 します。 また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税 扱いとなります。



普 通 分 配 金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別 分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



■ 上図はファンド・オブ・ファンズの仕組みを説明するためのイメージ図です。

■主な投資制限・

株式	株式への直接投資は行いません。	
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。	
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。	

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2007年3月28日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還 金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト

信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 損益

投資対象ファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行 います。

委託会社と関係法人との契約の概要

概要

委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社とし
「信託契約」	ての業務に関する事項、受益者に関する事項等が
	定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関
	する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出
	られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分
「投資信託受益権の取扱に関する契約」	配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容
	等が定められています。

委託会社の概況 (2020年1月末現在)

・金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、国内外の各株式、国内外の各債券、世界の不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。)について各資産を実質的な投資対象とする投資信託証券、ならびに国内外の株式・債券の先物取引、為替予約取引等を実質的な投資対象とし絶対収益の獲得をめざす投資信託証券に投資します。

各資産毎の投資信託証券への配分比率は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率とすること を基本とします。

三菱UFJ 資産設計 ファンド(分配型)	 ・主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね20%程度 ・主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね60%程度 ・主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資 信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

三菱UFJ 資産設計 ファンド (バランス型)	・主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね40%程度 ・主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね40%程度 ・主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資 信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度
三菱UFJ 資産設計 ファンド(株式重視型)	・主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね60%程度 ・主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね20%程度 ・主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資 信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度

当ファンドの運用目標を達成するため、投資信託の調査・評価等の専門会社である三菱アセット・ブレインズ株式会社の助言を受け、各資産クラスごとに優れた運用成果を達成すると判断したファンドを選定します。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、分散して投資を行います。ま た各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。

指定投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資信託証券が 指定投資信託証券から外れることや、新たに指定投資信託証券(ファンド設定時以降に設定され た投資信託(投資法人を含みます。)も含みます。)に指定されることがあります。

また、投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形
 - 八.金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- 1.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 2.コマーシャル・ペーパー
- 3.外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

< 指定投資信託証券の概要 >

ファンド名	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF (適格機関投資家限定)	
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。	
投資対象	日本株バリュー・ファンド・マザーファンド受益証券、日本株グロース・ファンド・マザーファンド受益証券および日本・小型株・ファンド・マザーファンド受益証券を主要 投資対象とします。このほかわが国の株式に直接投資することがあります。	
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)	
ファンドの関係法人	委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社	

ファンド名	ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用)
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資対象	ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし
	ます。
ベンチマーク	ありません。
ファンドの関係法人	委託会社:野村アセットマネジメント株式会社
	受託会社:三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	GIMザ・ジャパン (適格機関投資家用)
	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産(以下「本信託財産」といいます。) の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。
投資対象	「GIMザ・ジャパン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	TOPIX(配当込み)
ファンドの関係法人	委託会社: JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社: 三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	G I M海外株式・ダイナミック・ファンドF (適格機関投資家専用)
基本方針	信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
投資対象	G I Mコクサイ・ダイナミック・マザーファンド (適格機関投資家専用)の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円ベース)
	委託会社:JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

ファンド名	MFS外国株グロース・ファンドF (適格機関投資家専用)
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象	「MFS外国株グロース マザーファンド」受益証券を主要な投資対象とします。
ベンチマーク	ありません。
	委託会社:MFS インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・ カンパニー

ファンド名	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券を主要投資対象 とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することもあります。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円ベース)
	委託会社:シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:シュローダー・インベストメント・マネージメント・ リミテッド

ファンド名	GIMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)
基本方針	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長をはかることを目的
	として運用を行います。
投資対象	「GIMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」の受益証券を主要
	投資対象とします。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
ファンドの関係法人	委託会社: J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
	受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
	マザーファンドの投資運用会社:J.P.モルガン・インベストメント・マネージメン
	ト・インク

ファンド名	三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)
基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。
	日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債 に直接投資することがあります。
ベンチマーク	NOMURA - BPI総合インデックス
	委託会社:三菱UF J国際投信株式会社 受託会社:三菱UF J信託銀行株式会社

ファンド名	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)		
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。		
投資対象	投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象と ます。なお、直接公社債等に投資する場合があります。		
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合		
ファンドの関係法人	委託会社:野村アセットマネジメント株式会社 受託会社:野村信託銀行株式会社		

ファンド名	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
	グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス (除く日本円、円ベース)
委託会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティー イー・リミテッド

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンド B (適格機関投資家専用)
基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	主として「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」受益証券に投資します。
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算 指数)
ファンドの関係法人	委託会社:アライアンス・バーンスタイン株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライ アンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリ ア・リミテッドおよびアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

ファンド名	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)
基本方針	世界各国の高利回り債券への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。
投資対象	インベスコ グローバル・ハイ・イールド マザーファンド受益証券(マザーファンド受益証券)を主要投資対象とします。但し、直接債券等に投資する場合もあります。
ベンチマーク	ICE B of A グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス(円ベース)
ファンドの関係法人	委託会社:インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:インベスコ・アドバイザーズ・インク

ファンド名	MUAM J-REITマザーファンド		
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として、運用を行います。		
	わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場している(上場予定を含みます。)不動産投資信託証券(不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。)を主要投資対象とします。		
ベンチマーク	東証REIT指数(配当込み)		
	委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社		

ファンド名	ワールド・リート・マザーファンド [*]
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行います。
	日本を含む世界各国の不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。
ベンチマーク	S&P先進国REITインデックス(配当込み、円換算ベース)

ファンドの関係法人	委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社
	受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
	投資運用会社:シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー

ファンド名	MUAM G-REITマザーファンド		
基本方針	言託財産の成長を目指して運用を行います。		
投資対象	S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に採用されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。		
ファンドの関係法人	委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社		

ファンド名	グローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機関投資家専用)	
基本方針	この投資信託は、日本円の短期金利水準を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を	
投資対象	グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象 とします。なお、短期有価証券等に直接投資する場合があります。	
ベンチマーク	1 ヵ月円LIBOR	
	委託会社:野村アセットマネジメント株式会社 受託会社:野村信託銀行株式会社	

今後、上記の記載内容が変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

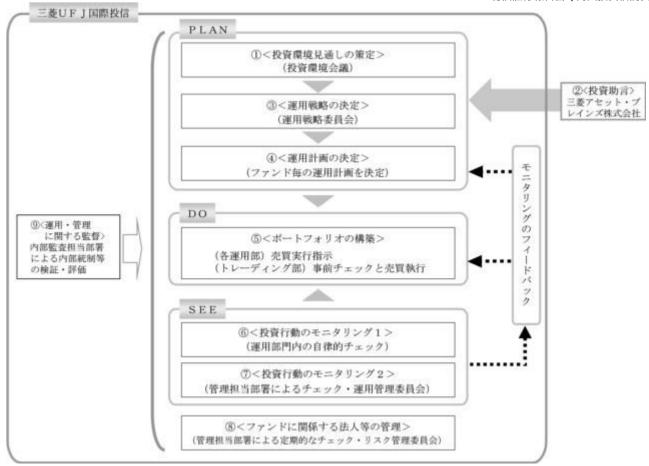
* 投資対象とする投資信託証券の見直しに伴い、2020年5月26日に投資対象から除外する予定です。



指数について

- 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指 数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切 の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- -TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法 の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の 停止を行う権利を有しています
- ・MSCコクサイ指数(税引後配当込み、円ペース)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先 進国で構成されているインデックスを円換算したものです。また、MSCIコクサイ指数に対する著作権及びその 他知的財産権はすべてMSCI Inc.IC帰園します
- -MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)とは、MSCI Incが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されているインデックスを円換算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成され ています
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ペース)は、MSCIエマージング・マーケット・イ ンデックス(税引後配当込み、米ドルベース)をもとに、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が計算したも
- また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。
- -NOMURA-BPI総合インデックス(NOMURA-BPI総合)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表 的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するもので はなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ブルームパーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円ベース)とは、ブルームパーグが算 出する世界の投資適格債券(円建てのものを除く)の値動きを表す指数です。 ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ヒー(Bloomberg Finance L.P.)の 商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAY5)は、ライセンスに基づき使用されているバークレ イズ・パンク・ピーエルシー(Barclays Barik Pic)の商標およびサービスマークです。ブルームパーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の 独占的権利を有しています。
- JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)とは、JP.モルガン・セキュ リティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、エマージングマーケット債市場の代表的なインデックスを円換算したものです。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- ・ICE BofA グローパル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス(円ペース)とは、ICE Data Indices.LLCが 算出している。グローバルベースの高利回り債券の値動きを示す代表的な指数を円換算したものです。
- ・東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した。
- 東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。 東証REIT指数に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、東 証REIT指数の算出もしくは公表の方法の変要、東証REIT指数の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数 の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の 採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算 出される指数です。
- S&P先進国REITインデックス(配当込み、円換算ペース)は、S&P先進国REITインデックス(配当込み)をもとに、
- 委託会社が計算したものです。 S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。 S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC([SPDJI])の商品であり、これを利用するライ
- センスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's およびS&P"はStandard & Poor's Financial Services LLC([S&P])の登録商標で、Dow Jones"はDow Jones Trademark Holdings LLC([Dow Jones])の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的 での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。 当ファンドは、 SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売。または販売促進されて いるものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S& P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。
- ・1ヵ月円LIBORは、円短期金利の代表的な指標の一つで、ロンドン市場で大手銀行が相互に資金を貸しつける際 に適用する金利です。

(3)【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、三菱アセット・ブレインズ株式会社(「助言元」といいます。)から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通し、および の投資助言に沿って運用 戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営 陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

(4)【分配方針】

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等 の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年5月・11月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、上記 の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用 を行います。

「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」

「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配 対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用 を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借 り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資

金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、<u>投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落によ</u>り損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。一般に、有価証券先物取引等は原資産となる有価証券等の価格変動等を受けて価格が変動するため、当ファンドはその影響を受けます。有価証券先物取引等の買い建て価格が下落した場合、もしくは売り建て価格が上昇した場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替 相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むこ とがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれ

が予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ない ため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

投資対象とする投資信託証券には、格付けの低いハイイールド債券を主要投資対象としている ものがあり、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リ スクが大きくなることがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理 し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署に おいても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議 体等に報告されます。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように作成したものです。

三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した。 年間騰落率とは異なる場合があります。

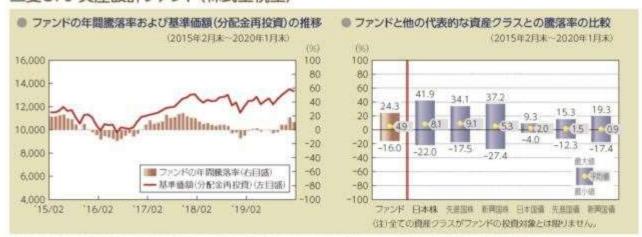
三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます
- •ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)



- 基準価額:分配金再投資)は分配金(税引期)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TCPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込力)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式 全銘柄を対象として算出した指数で、わが間の株式市場全体の値動きを表す株価指数 です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。 東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは 公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で。日本 を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する 著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興圏で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・ インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰興します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが臨の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCは、帰園します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMプローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通資建てのエマージング債市場の 代表的なインデックスです。現地通資建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や。 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰履します。

⁽注) 海外の指数は、為替へ…ジないによる投資を燃定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×2.2%(税抜 2%)を上限として販売会社が定める手数料率申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、 分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数 料はかかりません。

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」、「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス 型)」または「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」のいずれかのファンドを解約し た受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合(「スイッチ ング」といいます。)の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご 確認ください。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関 する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.2%)が差し引かれます。 換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.935% (税抜0.85%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。
 - 1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365) 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	
委託会社	0.36%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額 の算出、目論見書等の作成等	
販売会社	0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入 後の情報提供等	
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指 図の実行等	

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち指定投資信託証券に係る率
年1.62%~1.65%(税込)程度	年0.69%~0.72%(税込)程度

「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.045% (税抜0.95%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。
 - 1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365) 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容					
委託会社	0.41%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価格の算出、目論見書等の作成等					
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入 後の情報提供等					
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指 図の実行等					

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち指定投資信託証券に係る率
年1.69%~1.74%(税込)程度	年0.65%~0.70%(税込)程度

「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.155% (税抜1.05%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。
 - 1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365) 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容					
委託会社	0.46%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額 の算出、目論見書等の作成等					
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入 後の情報提供等					
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指 図の実行等					

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち指定投資信託証券に係る率
年1.88%~1.95%(税込)程度	年0.73%~0.79%(税込)程度

(注)上記概算値は、投資対象とする指定投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。各指定投資信託証券への投資比率が変動する可能性や指定投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる指定投資信託証券が含まれていることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

なお、上場投資信託 (リート) は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

<ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率>

指定投資信託証券の名称	信託報酬率(税込)
三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	年0.781%
ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用)	年0.66%
G I Mザ・ジャパン (適格機関投資家用)	年0.935%
G I M海外株式・ダイナミック・ファンドF (適格機関投資家専用)	年0.858%
MFS外国株グロース・ファンドF (適格機関投資家専用)	年0.8657%

	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF (適格機関投資家専	年1.056%
用)	
GIMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	年0.946%
三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	年0.275%
ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	年0.209%~年0.341%
グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	年0.561%
アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関	年0.836%
投資家専用)	
インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専	年0.913%
用)	
MUAM J-REITマザーファンド	-
ワールド・リート・マザーファンド	-
MUAM G-REITマザーファンド	-
グローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機関投資家専用)	年0.99% + 成功報酬

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、指定投資信託証券の売却に伴う信託 財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れ に関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2.解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課

税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者 の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託 を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一 ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一 ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)】

(1)【投資状況】

令和 2年 1月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	855,117,190	89.38
親投資信託受益証券	日本	97,092,058	10.15
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		4,474,210	0.47
純資産総額		956,683,458	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

令和 2年 1月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		グローバル債券コア・ファンド(適 格機関投資家専用)	268,892,324	1.0599	284,998,974	1.0715	288,118,125	30.12
日本	証券	インベスコ グローバル・ハイ・イー ルド・ファンド F (適格機関投資家 専用)	175,955,297	0.8247	145,110,333	0.8186	144,037,006	15.06
日本	証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	152,361,647	0.9298	141,665,859	0.9415	143,448,490	14.99
日本	投資信託受益 証券	グローバル・アセット・モデル・ ファンドF(適格機関投資家専用)	7,968	11,881	94,667,808	11,824	94,213,632	9.85
日本	親投資信託受 益証券	ワールド・リート・マザーファンド	33,195,922	1.4611	48,502,561	1.5051	49,963,182	5.22
日本	親投資信託受 益証券	MUAM G-REITマザーファ ンド	24,905,605	1.8442	45,930,917	1.8923	47,128,876	4.93
日本	証券	三菱UFJ 日本株スタイル・ミック ス・ファンドF(適格機関投資家限 定)	39,142,556	0.9631	37,698,195	0.9379	36,711,803	3.84
日本	投資信託受益 証券	ストラテジック・バリュー・オープ ンF (適格機関投資家専用)	2,373	15,780	37,445,940	15,350	36,425,550	3.81
日本		MFS外国株グロース・ファンドF(適 格機関投資家専用)	7,175,195	4.133	29,655,080	4.1368	29,682,346	3.10
日本	投資信託受益 証券	GIMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	53,293,682	0.56	29,844,461	0.5406	28,810,564	3.01
日本		G I Mザ・ジャパン(適格機関投資 家用)	5,614,925	3.4623	19,440,554	3.326	18,675,240	1.95
日本	投資信託受益 証券	GIM海外株式・ダイナミック・ ファンドF(適格機関投資家専用)	14,727,308	1.2105	17,827,406	1.207	17,775,860	1.86
日本	証券	シュローダー・グローバル・エマー ジング株式ファンドF(適格機関投資 家専用)	14,025,067	1.2729	17,852,507	1.2277	17,218,574	1.80

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 2年 1月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	89.38
親投資信託受益証券	10.15
合計	99.53

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年1月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準・ (1万口当たりの)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17計算期間末日	(平成22年 3月 9日)	8,431,693,006	8,493,246,161	6,849	6,899
第18計算期間末日	(平成22年 5月10日)	7,758,089,953	7,815,593,599	6,746	6,796
第19計算期間末日	(平成22年 7月 9日)	6,934,978,420	6,988,066,148	6,532	6,582
第20計算期間末日	(平成22年 9月 9日)	6,539,587,782	6,590,398,866	6,435	6,485
第21計算期間末日	(平成22年11月 9日)	6,270,073,838	6,317,336,766	6,633	6,683
第22計算期間末日	(平成23年 1月11日)	5,823,996,837	5,868,524,137	6,540	6,590
第23計算期間末日	(平成23年 3月 9日)	5,492,571,946	5,533,895,414	6,646	6,696
第24計算期間末日	(平成23年 5月 9日)	5,140,357,184	5,179,653,327	6,541	6,591
第25計算期間末日	(平成23年 7月11日)	4,864,726,401	4,901,946,835	6,535	6,585
第26計算期間末日	(平成23年 9月 9日)	4,324,943,567	4,360,522,327	6,078	6,128
第27計算期間末日	(平成23年11月 9日)	4,002,425,674	4,022,205,300	6,071	6,101
第28計算期間末日	(平成24年 1月10日)	3,603,599,434	3,622,008,178	5,873	5,903
第29計算期間末日	(平成24年 3月 9日)	3,720,327,126	3,737,475,589	6,508	6,538
第30計算期間末日	(平成24年 5月 9日)	3,537,632,734	3,554,335,985	6,354	6,384
第31計算期間末日	(平成24年 7月 9日)	3,363,997,203	3,380,158,664	6,244	6,274
第32計算期間末日	(平成24年 9月10日)	3,269,205,511	3,284,784,277	6,296	6,326
第33計算期間末日	(平成24年11月 9日)	3,186,368,558	3,201,301,933	6,401	6,431
第34計算期間末日	(平成25年 1月 9日)	3,401,356,583	3,415,591,898	7,168	7,198

				1月111111111111111111111111111111111111	极古者(内国投食后式
第35計算期間末日	(平成25年 3月11日)	3,539,509,336	3,552,945,107	7,903	7,933
第36計算期間末日	(平成25年 5月 9日)	3,559,316,146	3,571,900,266	8,485	8,515
第37計算期間末日	(平成25年 7月 9日)	3,229,013,029	3,240,980,785	8,094	8,124
第38計算期間末日	(平成25年 9月 9日)	3,025,254,645	3,036,693,846	7,934	7,964
第39計算期間末日	(平成25年11月11日)	2,923,747,637	2,934,529,316	8,135	8,165
第40計算期間末日	(平成26年 1月 9日)	2,785,110,270	2,794,827,510	8,598	8,628
第41計算期間末日	(平成26年 3月10日)	2,700,997,427	2,710,440,716	8,581	8,611
第42計算期間末日	(平成26年 5月 9日)	2,588,322,549	2,597,408,440	8,546	8,576
第43計算期間末日	(平成26年 7月 9日)	2,515,584,904	2,524,242,975	8,716	8,746
第44計算期間末日	(平成26年 9月 9日)	2,448,862,214	2,457,012,857	9,014	9,044
第45計算期間末日	(平成26年11月10日)	2,423,956,612	2,431,673,141	9,424	9,454
第46計算期間末日	(平成27年 1月 9日)	2,332,599,708	2,339,784,587	9,740	9,770
第47計算期間末日	(平成27年 3月 9日)	2,220,632,175	2,227,487,123	9,718	9,748
第48計算期間末日	(平成27年 5月11日)	2,108,086,818	2,114,545,463	9,792	9,822
第49計算期間末日	(平成27年 7月 9日)	1,933,015,390	1,939,066,305	9,584	9,614
第50計算期間末日	(平成27年 9月 9日)	1,765,846,799	1,771,554,694	9,281	9,311
第51計算期間末日	(平成27年11月 9日)	1,792,770,935	1,798,380,258	9,588	9,618
第52計算期間末日	(平成28年 1月12日)	1,632,032,696	1,637,489,409	8,973	9,003
第53計算期間末日	(平成28年 3月 9日)	1,566,542,067	1,571,916,322	8,745	8,775
第54計算期間末日	(平成28年 5月 9日)	1,502,063,281	1,507,279,294	8,639	8,669
第55計算期間末日	(平成28年 7月11日)	1,406,406,108	1,411,496,504	8,289	8,319
第56計算期間末日	(平成28年 9月 9日)	1,433,227,218	1,438,240,342	8,577	8,607
第57計算期間末日	(平成28年11月 9日)	1,349,225,938	1,354,075,087	8,347	8,377
第58計算期間末日	(平成29年 1月10日)	1,414,227,695	1,418,828,035	9,223	9,253
第59計算期間末日	(平成29年 3月 9日)	1,370,123,738	1,374,600,211	9,182	9,212
第60計算期間末日	(平成29年 5月 9日)	1,337,523,666	1,341,833,196	9,311	9,341
第61計算期間末日	(平成29年 7月10日)	1,310,911,430	1,315,078,292	9,438	9,468
第62計算期間末日	(平成29年 9月11日)	1,253,563,550	1,257,599,932	9,317	9,347
第63計算期間末日	(平成29年11月 9日)	1,254,428,340	1,258,275,797	9,781	9,811
第64計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	1,223,987,620	1,227,707,586	9,871	9,901
第65計算期間末日	(平成30年 3月 9日)	1,120,586,975	1,124,222,012	9,248	9,278
第66計算期間末日	(平成30年 5月 9日)	1,116,388,279	1,119,996,686	9,282	9,312
第67計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	1,087,733,126	1,091,253,597	9,269	9,299
第68計算期間末日	(平成30年 9月10日)	1,059,263,206	1,062,723,083	9,185	9,215
第69計算期間末日	(平成30年11月 9日)	1,050,598,700	1,054,012,906	9,231	9,261
第70計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	985,013,941	988,398,393	8,731	8,761
第71計算期間末日	(平成31年 3月11日)	1,028,686,040	1,032,063,212	9,138	9,168
第72計算期間末日	(令和 1年 5月 9日)	1,012,857,405	1,016,165,309	9,186	
第73計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	1,014,904,101	1,018,174,012	9,311	9,341
第74計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	992,795,716	996,046,764	·	
第75計算期間末日	(令和 1年11月11日)	991,708,220	994,881,245	9,376	9,406
第76計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	976,280,376	979,362,471	9,503	9,533

			MILI SKIPILI DEPM
平成31年 1月末日	1,013,259,378	8,977	
2月末日	1,040,442,494	9,240	
3月末日	1,028,226,795	9,274	
4月末日	1,036,993,898	9,385	
令和 1年 5月末日	998,064,231	9,090	
6月末日	1,006,252,700	9,213	
7月末日	1,010,172,005	9,297	
8月末日	983,588,047	9,077	
9月末日	993,339,269	9,243	
10月末日	996,871,558	9,409	
11月末日	976,607,859	9,457	
12月末日	988,092,589	9,583	-
令和 2年 1月末日	956,683,458	9,514	-

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金	
第17計算期間	50円	
第18計算期間	50円	
第19計算期間	50円	
第20計算期間	50円	
第21計算期間	50円	
第22計算期間	50円	
第23計算期間	50円	
第24計算期間	50円	
第25計算期間	50円	
第26計算期間	50円	
第27計算期間	30円	
第28計算期間	30円	
第29計算期間	30円	
第30計算期間	30円	
第31計算期間	30円	
第32計算期間	30円	
第33計算期間	30円	
第34計算期間	30円	
第35計算期間	30円	
第36計算期間	30円	
第37計算期間	30円	
第38計算期間	30円	
第39計算期間	30円	
第40計算期間	30円	

	月川此方秋口首(八里汉貝口儿
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第17計算期間	3.41

	有伽扯芬報告書(內国投資信託
第18計算期間	0.77
第19計算期間	2.43
第20計算期間	0.71
第21計算期間	3.85
第22計算期間	0.64
第23計算期間	2.38
第24計算期間	0.82
第25計算期間	0.67
第26計算期間	6.22
第27計算期間	0.37
第28計算期間	2.76
第29計算期間	11.32
第30計算期間	1.90
第31計算期間	1.25
第32計算期間	1.31
第33計算期間	2.14
第34計算期間	12.45
第35計算期間	10.67
第36計算期間	7.74
第37計算期間	4.25
第38計算期間	1.60
第39計算期間	2.91
第40計算期間	6.06
第41計算期間	0.15
第42計算期間	0.05
第43計算期間	2.34
第44計算期間	3.76
第45計算期間	4.88
第46計算期間	3.67
第47計算期間	0.08
第48計算期間	1.07
第49計算期間	1.81
第50計算期間	2.84
第51計算期間	3.63
第52計算期間	6.10
第53計算期間	2.20
第54計算期間	0.86
第55計算期間	3.70
第56計算期間	3.83
第57計算期間	2.33
第58計算期間	10.85
第59計算期間	0.11

	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
第60計算期間	1.73
第61計算期間	1.68
第62計算期間	0.96
第63計算期間	5.30
第64計算期間	1.22
第65計算期間	6.00
第66計算期間	0.69
第67計算期間	0.18
第68計算期間	0.58
第69計算期間	0.82
第70計算期間	5.09
第71計算期間	5.00
第72計算期間	0.85
第73計算期間	1.68
第74計算期間	1.28
第75計算期間	2.67
第76計算期間	1.67

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第17計算期間	30,875,699	861,770,416	12,310,631,046
第18計算期間	25,909,643	835,811,357	11,500,729,332
第19計算期間	37,539,194	920,722,768	10,617,545,758
第20計算期間	21,029,681	476,358,474	10,162,216,965
第21計算期間	20,169,167	729,800,378	9,452,585,754
第22計算期間	40,199,229	587,324,886	8,905,460,097
第23計算期間	21,130,129	661,896,617	8,264,693,609
第24計算期間	15,388,768	420,853,706	7,859,228,671
第25計算期間	15,546,921	430,688,791	7,444,086,801
第26計算期間	14,430,166	342,764,845	7,115,752,122
第27計算期間	16,509,047	539,052,203	6,593,208,966
第28計算期間	8,029,978	464,990,770	6,136,248,174
第29計算期間	8,158,779	428,252,385	5,716,154,568
第30計算期間	14,764,111	163,168,194	5,567,750,485
第31計算期間	7,271,240	187,867,892	5,387,153,833
第32計算期間	9,073,583	203,305,390	5,192,922,026
第33計算期間	10,705,903	225,836,190	4,977,791,739
第34計算期間	6,647,454	239,333,984	4,745,105,209
第35計算期間	7,292,785	273,807,577	4,478,590,417

第37計算期間 3,988,428 209,453,158 3,989,252,168 第38前間 4,620,408 180,005,404 3,813,067,080 第39前間間 3,982,157 223,156,202 3,593,893,035 36 340,393 4,680,168 359,502,890 3,239,080,313 第411首算期間 3,719,1619 95,036,634 31,477,763,295 第42計算期間 2,360,833 144,967,405 2,868,023,887 第43計算期間 2,360,833 144,967,405 2,868,023,887 第43計算期間 2,360,833 144,967,405 2,868,023,887 第44計算期間 3,676,741 173,019,494 2,716,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,320,640 2,572,176,881,154 147,079,131 144,055,951 2,284,982,926 第48計算期間 1,567,024 133,380,263 2,152,881,953 第48計算期間 1,567,024 137,477,207 2,016,971,776 148,931 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,932 149,				日间吨为我口目(广治的人员门口
第38計算期間 4,620,408 180,805,494 3,813,067,080 第39計算期間 3,982,157 223,156,202 3,593,893,035	第36計算期間	7,096,392	290,979,903	4,194,706,906
第39計算期間 3,982,157 223,156,202 3,593,893,035 第40計算期間 4,690,165 359,502,890 3,239,080,310 第41計算期間 3,719,619 95,036,634 3,147,763,255 第42計算期間 3,741,057 122,673,813 3,028,630,633 第42計算期間 2,360,833 144,967,485 2,886,023,887 第44計算期間 3,876,741 173,019,494 2,716,881,134 第45計算期間 2,615,867 147,320,640 2,572,176,381 1,898,237 179,114,842 2,394,959,756 第47計算期間 1,898,237 179,114,842 2,394,959,756 第47計算期間 4,079,131 114,055,981 2,244,982,926 第44計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,893 第48計算期間 1,5772,031 13,402,631,691 第56計算期間 1,541,946 115,772,031 1,902,631,691 第56計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第56計算期間 1,348,663 52,218,930 11,818,904,397 第56計算期間 1,348,663 52,218,930 11,818,904,397 第56計算期間 1,433,976 28,920,038 1,791,141,403 第56計算期間 1,433,976 28,920,038 1,791,414,637 第56計算期間 1,338,590 54,065,848 1,738,671,062 第56計算期間 1,362,988 56,021,507 11,616,383,133 第58計算期間 1,362,988 56,021,507 11,616,383,133 第58計算期間 1,362,988 56,021,507 11,616,383,133 第58計算期間 1,362,988 56,021,507 11,616,383,133 第58計算期間 1,543,818 42,822,770 1,492,157,988 第66計算期間 1,564,664 49,607,626 13,384,964 第66計算期間 1,563,677 43,038,954 11,686,798,706 第66計算期間 1,564,664 49,607,626 13,384,964 1,436,610,238 第66計算期間 1,543,818 42,822,770 1,492,157,988 第66計算期間 1,564,664 49,607,626 13,384,964 1,436,610,238 第66計算期間 1,005,739 56,698,464 1,436,510,228 第66計算期間 1,005,739 56,698,464 1,436,510,228 第66計算期間 1,007,691 43,572,500 1,239,989,555 第66計算期間 1,007,691 43,572,500 1,239,989,555 第66計算期間 1,007,691 43,572,500 1,239,989,555 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,208 第66計算期間 883,801 30,205,827 1,174,490,632 第66計算期間 884,864 9,761,405 11,533,244 1,607,606 11,533,294,341 1,222,485,764 1,366,606 46,579,625 1,345,400,881 1,380,960 11,789,879 11,122,157,988 1861計算期間 884,864 9,761,606 11,382,964 01 1,183,292,431 1,222,485,764 1,366,606 14,366,606 46,579,625 1,345,400,881 1,380,960 11,789,879 11,173,400,632 11,173,400,632 11,173,400,632 11,173,400,632 11,173,400,632 11,173,616,606 11,175,616 11,175,761,406 11,175,761,406 11,175,761,406 11,175,761,406 11,175,761,406 11,175,761,406 11,175	第37計算期間	3,998,420	209,453,158	3,989,252,168
第40計算期間 4,690,166 369,502,890 3,239,080,310 第41計算期間 3,719,619 95,036,634 3,147,763,295 第42計算期間 3,741,067 122,873,613 3,028,630,538 第43計算期間 2,368,833 144,967,485 2,886,023,887 第43計算期間 2,365,867 147,3019,494 2,716,881,134 第46計算期間 2,615,867 147,3019,494 2,716,881,134 第46計算期間 1,898,237 179,114,842 2,394,959,756 第44計算期間 1,898,237 179,114,842 2,394,959,756 第44計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第46計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第48計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,853 第49計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,853 第49計算期間 1,5772,031 1,902,631,691 第55計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第55計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第55計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第55計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第556計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,028 第56計算期間 1,362,988 56,021,507 1,616,383,133 第584計算期間 1,362,988 56,021,507 1,616,383,133 第584計算期間 1,362,988 56,021,507 1,616,383,133 第581計算期間 1,362,988 66,021,507 1,616,383,133 第581計算期間 1,362,988 66,021,507 1,616,383,133 第581計算期間 1,362,988 66,021,507 1,616,383,133 第581計算期間 1,362,988 66,021,507 1,616,383,133 第581計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第68計算期間 883,801 30,205,827 1,174,490,832 第68計算期間 883,801 30,205,827 1,174,490,832 第76計算期間 884,854 9,761,406 11,232,946,400 第76計算期間 883,801 30,205,827 1,174,940,825 第76計算期間 883,801 30,205,827 1,174,90,932 第76計算期間 883,801 30,205,827 1,174,909,932 第76計算期間 883,801 30,205,827 1,174,909,932 第76計算期間 887,849 97,941,949 1,105,940,949 1,105,636,889 97,941,949 1,105,636,889 97,941,949 1,105,636,889 97,941,949 1,105,636,889 97,941,949 1,105,636,889 97,941,949 1,105,636,889 97,941,949 1,105,636,889 97,949,949 1,105,636,889 97,949,949 1,105,636,889 97,949,949 1,105,636,889 97,9	第38計算期間	4,620,406	180,805,494	3,813,067,080
第41計算期間 3,741,057 122,873,813 3,028,630,538 第42計算期間 2,360,833 144,967,485 2,866,023,887 第44計算期間 2,360,833 144,967,485 2,866,023,887 第44計算期間 3,876,741 173,019,494 2,716,881,134 第45計算期間 2,615,867 147,320,640 2,572,176,381 1,348,637 179,114,842 2,394,959,756 第46計算期間 1,888,237 179,114,055,961 2,284,982,926 第46計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第48計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第48計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,971,776 第56計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第55計算期間 1,343,969 34,396,548 1,869,774,642 第53計算期間 1,343,969 32,218,938 1,818,904,397 第55計算期間 1,433,976 28,920,038 1,771,418,337 第56計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第55計算期間 1,348,683 52,218,938 1,818,904,397 第555計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,738,705 第558計算期間 1,536,577 43,408,954 1,697,676,705 1,616,383,333 第568計算期間 1,506,739 56,698,464 1,436,510,263 第568計算期間 1,506,739 56,698,464 1,436,510,263 第568計算期間 1,506,739 56,698,464 1,436,510,263 第568計算期間 1,506,739 56,698,464 1,436,510,263 第568計算期間 1,667,665 13,388,954,001 第68計算期間 1,607,676,694 43,572,500 1,239,988,955 14,224,988,956 14,224,988,950 1,224,988,950 1,224,988,956 14,224,988,950 1,224,988,950 1,224,988,956 14,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988,960 1,224,988	第39計算期間	3,982,157	223,156,202	3,593,893,035
第42計算期間 2,360,833 144,967,485 2,866,023,887 第44計算期間 2,360,833 144,967,485 2,866,023,887 第44計算期間 2,360,833 144,967,485 2,866,023,887 第44計算期間 3,876,741 173,019,494 2,716,881,134 第45計算期間 2,615,867 147,320,640 2,572,176,381 1,388,237 1779,114,842 2,334,859,756 第47計算期間 4,079,131 114,055,961 2,284,982,926 第448計算期間 1,779,290 133,860,263 2,152,881,863 第49計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,971,776 第50計算期間 1,557,024 137,477,201 2,016,971,776 第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第251計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第52計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第53計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第53計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第53計算期間 1,338,593 54,085,846 1,738,671,082 第55計算期間 1,338,593 55,021,507 1,616,383,133 第65計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第56計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第60計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,888 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,283 第60計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,200 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,222,485,764 第68計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,200 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,000 1,039,970,496 第773計算期間 826,559 13,490,900 1,059,970,496 第773計算期間 826,559 13,490,900 1,069,970,496 第773計算期間 826,559 13,490,900 1,069,970,4	第40計算期間	4,690,165	359,502,890	3,239,080,310
第43計算期間 2,360,833 144,967,485 2,886,023,887 第44計算期間 3,876,741 173,019,494 2,716,881,134 第45計算期間 2,615,867 147,320,640 2,572,176,361 第46計算期間 1,888,237 179,114,842 2,394,959,756 第47計算期間 1,888,237 179,114,842 2,394,959,756 第47計算期間 1,779,290 133,880,265 2,152,881,953 第49計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,971,776 第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,002,631,691 第451計算期間 1,431,946 115,772,031 1,002,631,691 第53計算期間 1,431,946 115,772,031 1,002,631,691 第53計算期間 1,431,946 115,772,031 1,802,631,691 第53計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第55計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第55計算期間 1,438,893 54,085,848 1,738,671,062 第57計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,661 第57計算期間 1,362,989 55,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,362,989 55,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第6計算期間 3,006,505 46,579,625 1,345,460,88,764 第6計算期間 881,037 29,199,763 1,211,679,209 第66計算期間 889,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 889,403 21,057,604 1,153,292,431	第41計算期間	3,719,619	95,036,634	3,147,763,295
第44計算期間 3,876,741 173,019,494 2,716,881,134 第45計算期間 2,615,867 147,320,640 2,572,176,361 第46計算期間 1,888,237 179,114,842 2,334,959,756 第47計算期間 1,888,237 179,114,842 2,334,959,756 第47計算期間 4,079,131 114,055,961 2,284,982,926 第46計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第49計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,771,770 第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第50計算期間 1,539,499 34,396,548 1,869,774,642 第52計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,338,593 54,085,846 1,738,671,062 第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,464,887 27,211,941 1,671,041,651 第57計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第593計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,868 第60計算期間 2,051,364 49,607,626 1,384,940 第66計算期間 2,051,364 49,607,626 1,384,940 第66計算期間 2,051,364 49,607,626 1,384,940 第66計算期間 2,051,364 49,607,626 1,345,460,881 第66計算期間 3,066,505 46,579,625 1,345,460,881 第66計算期間 3,066,505 46,579,625 1,345,460,881 第66計算期間 8,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 8,005,605 46,579,625 1,345,460,881 第66計算期間 8,005,605 46,579,625 1,1345,460,881 第66計算期間 8,005,606,605 46,579,625 1,345,460,881 第66計算期間 8,006,505 46,579,625 1,345,460,881 第66計算期間 8,007,669 47,1405 1,202,802,668 第66計算期間 8,007,669 47,1405 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,292,481 1,153,294	第42計算期間	3,741,057	122,873,813	3,028,630,539
第46計算期間 2,615,867 147,320,640 2,572,176,361 第46計算期間 1,889,237 179,114,842 2,394,959,756 第47計算期間 4,079,131 114,055,961 2,284,982,926 第48計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第49計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,971,776 第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第51計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第51計算期間 1,433,949 34,396,548 1,869,7374,642 第52計算期間 1,433,978 28,920,038 1,818,904,397 第53計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第64計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第52計算期間 1,536,577 43,408,954 1,698,798,705 第56計算期間 1,308,308 84,244,501 1,671,041,651 第57計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,338,954,001 第62計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,679,625 1,345,460,841 第63計算期間 9,46,228 63,921,345 1,282,485,764 第63計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第68計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第68計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第68計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 884,854 9,761,405 1,103,808,811 第70計算期間 884,854 9,761,405 1,103,808,805 第61計算期間 884,854 9,761,405 1,103,808,801 第61計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,103,808,805 第61計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,103,808,805 第61計算期間 884,854 9,761,405 1,103,808,805 第61計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,808 1,102,804,807 1,102,804,807 1,102,604,807 1,102,604,807 1,102,604,807 1,102,604,807 1,102,604,807 1,102,604,807 1,102,6	第43計算期間	2,360,833	144,967,485	2,886,023,887
第46計算期間 1,898,237 179,114,842 2,394,959,756 第47計算期間 4,079,131 114,055,961 2,284,982,926 第48計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第49計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,971,776 第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第61計算期間 1,539,499 34,396,548 1,869,774,642 第62計算期間 1,348,693 52,218,939 1,818,904,397 第53計算期間 1,343,978 28,920,038 1,791,418,337 第54計算期間 1,333,593 54,085,848 1,738,671,082 第56計算期間 1,346,887 43,408,954 1,696,798,706 第61計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第68計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第68計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第651言算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第651言算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 885,403 21,057,604 1,153,29,88,955 第651言算期間 885,403 21,057,604 1,153,29,88,955 第651言算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第661言算期間 897,990 10,788,876 1,122,805,861 第671言算期間 897,990 10,788,876 1,122,805,861 第7711言算期間 897,990 10,788,876 1,122,805,801 第7711言算期間 897,990 10,788,876 1,122,805,991 第7711言算期間 897,990 10,788,876 1,122,805,991 第7711言算期間 897,990 10,788,876 1,126,770,496 第773言算期間 897,990 10,788,876 1,126,770,496 第773言算期間 897,640 23,946,949 1,105,7675,141	第44計算期間	3,876,741	173,019,494	2,716,881,134
第47計算期間 4,079,131 114,055,961 2,284,982,926 第48計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第49計算期間 1,579,290 133,880,263 2,152,881,953 第49計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,971,776 第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第51計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第51計算期間 1,334,863 52,218,938 1,818,904,397 第63計算期間 1,348,663 52,218,938 1,818,904,397 第63計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第25,41計算期間 1,333,593 54,085,848 1,738,671,062 第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,661 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第63計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第63計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,346 1,222,485,764 第63計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 887,990 10,788,876 1,173,490,632 第66計算期間 887,990 10,788,876 1,173,490,632 第66計算期間 887,990 10,788,876 1,173,490,632 第73計算期間 870,990 10,788,876 1,128,159,915 第773計算期間 870,990 10,788,876 1,128,159,915 1,138,092,930 1,099,970,496 1,157,7675,141	第45計算期間	2,615,867	147,320,640	2,572,176,361
第48計算期間 1,779,290 133,880,263 2,152,881,953 第49計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,971,776 第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第51計算期間 1,539,499 34,396,548 1,869,774,642 第52計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第55計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第55計算期間 1,345,487 27,211,941 1,677,041,651 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,363,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,008 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第63計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,792,009 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,792,009 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,792,009 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第69計算期間 855,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 867,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 867,559 13,349,950 1,089,970,496 第73計算期間 867,580 13,349,950 1,089,970,496 第73計算期間 867,580 13,349,950 1,089,970,496 第73計算期間 863,058 7,110,570 1,083,682,984 第73計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第46計算期間	1,898,237	179,114,842	2,394,959,756
第49計算期間 1,567,024 137,477,201 2,016,971,776 第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第51計算期間 1,539,499 34,396,548 1,869,774,642 第52計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,348,593 54,085,848 1,731,418,337 第54計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第66計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第66計算期間 1,362,999 56,021,507 1,616,383,133 第588計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,008 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 9,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第66計算期間 9,761,405 1,202,802,658 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 1,202,802,658 1,202,802,405 1,202,802,658 1,202,802,405 1,202,802,405 1,202,802,405 1,202,802,405 1,202,802,405 1,202,802,405 1,202,802,405 1,202,802,405 1	第47計算期間	4,079,131	114,055,961	2,284,982,926
第50計算期間 1,431,946 115,772,031 1,902,631,691 第51計算期間 1,539,499 34,396,548 1,869,774,642 第52計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,433,976 28,920,038 1,791,418,337 第54計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,651 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 883,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 887,0980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 867,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 867,541 \$11,057,675,141	第48計算期間	1,779,290	133,880,263	2,152,881,953
第51計算期間 1,539,499 34,396,546 1,869,774,642 第52計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第54計算期間 1,338,593 54,085,846 1,738,671,082 第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,651 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第66計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 857,440 1,165,70,916 1,165,7361 1,138,068,811 第70計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 867,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 867,541 \$118,057,675,141	第49計算期間	1,567,024	137,477,201	2,016,971,776
第52計算期間 1,348,693 52,218,938 1,818,904,397 第53計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第54計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第54計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,651 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第598計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 9,46,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第668計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 870,990 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 867,361 第73計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 867,361 33,490,950 1,089,970,496 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第758計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第50計算期間	1,431,946	115,772,031	1,902,631,691
第53計算期間 1,433,978 28,920,038 1,791,418,337 第54計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,651 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第66計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 9,46,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 883,801 30,205,827 1,173,490,632 第69計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,990 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 871,990 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 877,940 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 877,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第73計算期間 867,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 867,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第51計算期間	1,539,499	34,396,548	1,869,774,642
第54計算期間 1,338,593 54,085,848 1,738,671,082 第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,651 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第66計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第66計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 867,361 3,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984	第52計算期間	1,348,693	52,218,938	1,818,904,397
第55計算期間 1,536,577 43,408,954 1,696,798,705 第56計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,651 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第66計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70,980 10,788,876 1,128,150,915 第77計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 \$75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 \$75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984	第53計算期間	1,433,978	28,920,038	1,791,418,337
第56計算期間 1,454,887 27,211,941 1,671,041,651 第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第73計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第54計算期間	1,338,593	54,085,848	1,738,671,082
第57計算期間 1,362,989 56,021,507 1,616,383,133 第58計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第66計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第66計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第66計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 867,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 827,540 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第73計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第55計算期間	1,536,577	43,408,954	1,696,798,705
第58計算期間 1,308,308 84,244,501 1,533,446,940 第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,763 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 825,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第56計算期間	1,454,887	27,211,941	1,671,041,651
第59計算期間 1,543,818 42,832,770 1,492,157,988 第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第57計算期間	1,362,989	56,021,507	1,616,383,133
第60計算期間 1,050,739 56,698,464 1,436,510,263 第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第58計算期間	1,308,308	84,244,501	1,533,446,940
第61計算期間 2,051,364 49,607,626 1,388,954,001 第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 827,675,141	第59計算期間	1,543,818	42,832,770	1,492,157,988
第62計算期間 3,086,505 46,579,625 1,345,460,881 第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984	第60計算期間	1,050,739	56,698,464	1,436,510,263
第63計算期間 946,228 63,921,345 1,282,485,764 第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66高計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第61計算期間	2,051,364	49,607,626	1,388,954,001
第64計算期間 1,075,691 43,572,500 1,239,988,955 第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第62計算期間	3,086,505	46,579,625	1,345,460,881
第65計算期間 881,037 29,190,783 1,211,679,209 第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第63計算期間	946,228	63,921,345	1,282,485,764
第66計算期間 884,854 9,761,405 1,202,802,658 第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第64計算期間	1,075,691	43,572,500	1,239,988,955
第67計算期間 893,801 30,205,827 1,173,490,632 第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第65計算期間	881,037	29,190,783	1,211,679,209
第68計算期間 859,403 21,057,604 1,153,292,431 第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第66計算期間	884,854	9,761,405	1,202,802,658
第69計算期間 851,741 16,075,361 1,138,068,811 第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第67計算期間	893,801	30,205,827	1,173,490,632
第70計算期間 870,980 10,788,876 1,128,150,915 第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第68計算期間	859,403	21,057,604	1,153,292,431
第71計算期間 864,343 3,290,962 1,125,724,296 第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第69計算期間	851,741	16,075,361	1,138,068,811
第72計算期間 857,540 23,946,949 1,102,634,887 第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第70計算期間	870,980	10,788,876	1,128,150,915
第73計算期間 826,559 13,490,950 1,089,970,496 第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第71計算期間	864,343	3,290,962	1,125,724,296
第74計算期間 823,058 7,110,570 1,083,682,984 第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第72計算期間	857,540	23,946,949	1,102,634,887
第75計算期間 822,381 26,830,224 1,057,675,141	第73計算期間	826,559	13,490,950	1,089,970,496
	第74計算期間	823,058	7,110,570	1,083,682,984
第76計算期間 750,601 31,060,416 1,027,365,326	第75計算期間	822,381	26,830,224	1,057,675,141
	第76計算期間	750,601	31,060,416	1,027,365,326

【三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)】

(1)【投資状況】

令和 2年 1月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,657,335,870	88.64
親投資信託受益証券	日本	192,306,823	10.28
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		20,160,242	1.08
純資産総額		1,869,802,935	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 2年 1月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		グローバル債券コア・ファンド(適 格機関投資家専用)	345,067,504	1.0599	365,737,047	1.0715	369,739,830	19.77
日本		MFS外国株グロース・ファンドF(適 格機関投資家専用)	67,093,863	4.1332	277,318,096	4.1368	277,553,892	14.84
日本		グローバル・アセット・モデル・ ファンドF(適格機関投資家専用)	15,808	11,881	187,814,848	11,824	186,913,792	10.00
日本		GIM海外株式・ダイナミック・ ファンドF(適格機関投資家専用)	152,774,659	1.2105	184,933,724	1.207	184,399,013	9.86
日本	親投資信託受 益証券	ワールド・リート・マザーファンド	64,336,646	1.4611	94,002,273	1.5051	96,833,085	5.18
日本		MUAM G-REITマザーファ ンド	50,453,807	1.8442	93,046,910	1.8923	95,473,738	5.11
日本	証券	アライアンス・バーンスタイン・エ マージング市場債券ファンド B (適 格機関投資家専用)	99,050,319	0.9298	92,096,986	0.9415	93,255,875	4.99
日本		ノムラ日本債券オープンF(適格機関 投資家専用)	6,712	13,807	92,672,584	13,873	93,115,576	4.98
日本		三菱UFJ 日本債券ファンドF(適 格機関投資家限定)	97,041,628	0.9483	92,024,575	0.9513	92,315,700	4.94
日本	証券	インベスコ グローバル・ハイ・イー ルド・ファンド F (適格機関投資家 専用)	112,545,314	0.8247	92,816,120	0.8186	92,129,594	4.93
日本	証券	三菱UFJ 日本株スタイル・ミック ス・ファンドF(適格機関投資家限 定)	76,914,567	0.9631	74,076,419	0.9379	72,138,172	3.86
日本		ストラテジック・バリュー・オープ ンF(適格機関投資家専用)	4,599	15,780	72,572,220	15,350	70,594,650	3.78
日本	投資信託受益 証券	G I Mエマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	98,781,252	0.56	55,317,501	0.5406	53,401,144	2.86

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

日本		GIMザ・ジャパン(適格機関投資 家用)	11,112,265	3.4623	38,473,995	3.326	36,959,393	1.98
日本	証券	シュローダー・グローバル・エマー ジング株式ファンドF(適格機関投資 家専用)	28,361,358	1.2729	36,101,172	1.2277	34,819,239	1.86

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 2年 1月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	88.64
親投資信託受益証券	10.28
合計	98.92

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年1月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産	純資産総額		価額 D純資産価額)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12計算期間末日	(平成22年 4月 9日)	11,782,309,852	11,833,673,858	6,882	6,912
第13計算期間末日	(平成22年 7月 9日)	10,096,584,804	10,145,057,120	6,249	6,279
第14計算期間末日	(平成22年10月12日)	9,783,887,192	9,829,407,513	6,448	6,478
第15計算期間末日	(平成23年 1月11日)	9,120,182,479	9,162,324,010	6,493	6,523
第16計算期間末日	(平成23年 4月11日)	8,779,910,794	8,818,754,298	6,781	6,811
第17計算期間末日	(平成23年 7月11日)	7,767,054,735	7,802,413,553	6,590	6,620
第18計算期間末日	(平成23年10月11日)	6,474,900,114	6,508,356,773	5,806	5,836
第19計算期間末日	(平成24年 1月10日)	6,138,091,109	6,169,416,593	5,878	5,908
第20計算期間末日	(平成24年 4月 9日)	6,381,195,281	6,410,686,594	6,491	6,521
第21計算期間末日	(平成24年 7月 9日)	5,856,927,660	5,885,326,053	6,187	6,217
第22計算期間末日	(平成24年10月 9日)	5,760,490,194	5,787,858,762	6,314	6,344

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				日 叫 皿 刀 ·	
第23計算期間末日	(平成25年 1月 9日)	6,048,532,468	6,074,163,379	7,080	7,110
第24計算期間末日	(平成25年 4月 9日)	6,527,616,056	6,551,617,698	8,159	8,189
第25計算期間末日	(平成25年 7月 9日)	6,115,046,711	6,137,638,800	8,120	8,150
第26計算期間末日	(平成25年10月 9日)	5,843,957,916	5,865,688,663	8,068	8,098
第27計算期間末日	(平成26年 1月 9日)	5,678,741,888	5,698,225,885	8,744	8,774
第28計算期間末日	(平成26年 4月 9日)	5,340,406,878	5,358,967,943	8,632	8,662
第29計算期間末日	(平成26年 7月 9日)	5,189,894,991	5,207,444,249	8,872	8,902
第30計算期間末日	(平成26年10月 9日)	4,864,946,763	4,881,048,587	9,064	9,094
第31計算期間末日	(平成27年 1月 9日)	4,622,898,309	4,636,916,516	9,893	9,923
第32計算期間末日	(平成27年 4月 9日)	4,258,884,961	4,271,617,170	10,035	10,065
第33計算期間末日	(平成27年 7月 9日)	3,699,046,372	3,710,402,158	9,772	9,802
第34計算期間末日	(平成27年10月 9日)	3,403,041,045	3,413,661,580	9,613	9,643
第35計算期間末日	(平成28年 1月12日)	3,020,475,586	3,030,417,896	9,114	9,144
第36計算期間末日	(平成28年 4月11日)	2,877,718,698	2,887,431,140	8,889	8,919
第37計算期間末日	(平成28年 7月11日)	2,680,198,649	2,689,586,819	8,565	8,595
第38計算期間末日	(平成28年10月11日)	2,702,395,254	2,711,556,578	8,849	8,879
第39計算期間末日	(平成29年 1月10日)	2,690,467,365	2,698,939,226	9,527	9,557
第40計算期間末日	(平成29年 4月10日)	2,494,978,997	2,502,906,917	9,441	9,471
第41計算期間末日	(平成29年 7月10日)	2,497,613,850	2,505,197,495	9,880	9,910
第42計算期間末日	(平成29年10月10日)	2,362,928,443	2,373,464,751	10,092	10,137
第43計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	2,262,932,494	2,308,846,315	10,350	10,560
第44計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	2,061,596,994	2,067,964,698	9,713	9,743
第45計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	2,064,604,903	2,070,872,597	9,882	9,912
第46計算期間末日	(平成30年10月 9日)	1,970,317,869	1,976,285,383	9,905	9,935
第47計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	1,812,072,715	1,817,963,277	9,229	9,259
第48計算期間末日	(平成31年 4月 9日)	1,929,295,198	1,935,075,397	10,013	10,043
第49計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	1,896,751,475	1,902,454,888	9,977	10,007
第50計算期間末日	(令和 1年10月 9日)	1,843,363,787	1,849,018,782	9,779	9,809
第51計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	1,877,834,716	1,910,134,341	10,174	10,349
	平成31年 1月末日	1,857,326,395		9,534	
	2月末日	1,910,180,184		9,839	
	3月末日	1,907,595,907		9,896	
	4月末日	1,926,430,557		10,039	
	令和 1年 5月末日	1,854,007,208		9,679	
	6月末日	1,880,877,038		9,857	
	7月末日	1,896,334,220		9,979	
	8月末日	1,841,728,038		9,719	
	9月末日	1,875,665,884		9,936	
	10月末日	1,896,799,002		10,105	
	11月末日	1,912,137,759		10,258	
	12月末日	1,923,812,816		10,403	
	令和 2年 1月末日	1,869,802,935		10,171	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	45円
第43計算期間	210円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
	!

第50計算期間	30円
第51計算期間	175円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第12計算期間	1.54
第13計算期間	8.76
第14計算期間	3.66
第15計算期間	1.16
第16計算期間	4.89
第17計算期間	2.37
第18計算期間	11.44
第19計算期間	1.75
第20計算期間	10.93
第21計算期間	4.22
第22計算期間	2.53
第23計算期間	12.60
第24計算期間	15.66
第25計算期間	0.11
第26計算期間	0.27
第27計算期間	8.75
第28計算期間	0.93
第29計算期間	3.12
第30計算期間	2.50
第31計算期間	9.47
第32計算期間	1.73
第33計算期間	2.32
第34計算期間	1.32
第35計算期間	4.87
第36計算期間	2.13
第37計算期間	3.30
第38計算期間	3.66
第39計算期間	8.00
第40計算期間	0.58
第41計算期間	4.96
第42計算期間	2.60
第43計算期間	4.63
第44計算期間	5.86
第45計算期間	2.04
第46計算期間	0.53

第47計算期間	6.52
第48計算期間	8.82
第49計算期間	0.05
第50計算期間	1.68
第51計算期間	5.82

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第12計算期間	63,624,666	1,514,772,255	17,121,335,405
第13計算期間	48,101,858	1,011,998,276	16,157,438,987
第14計算期間	45,022,469	1,029,021,091	15,173,440,365
第15計算期間	36,065,187	1,162,328,372	14,047,177,180
第16計算期間	29,656,028	1,128,998,507	12,947,834,701
第17計算期間	28,095,176	1,189,657,050	11,786,272,827
第18計算期間	27,823,562	661,876,704	11,152,219,685
第19計算期間	26,242,967	736,634,527	10,441,828,125
第20計算期間	28,909,842	640,300,061	9,830,437,906
第21計算期間	23,178,120	387,484,853	9,466,131,173
第22計算期間	22,762,385	366,037,321	9,122,856,237
第23計算期間	23,052,103	602,271,103	8,543,637,237
第24計算期間	22,547,579	565,637,217	8,000,547,599
第25計算期間	14,608,204	484,459,279	7,530,696,524
第26計算期間	21,369,775	308,483,789	7,243,582,510
第27計算期間	22,694,202	771,610,862	6,494,665,850
第28計算期間	12,605,796	320,249,781	6,187,021,865
第29計算期間	10,252,052	347,521,082	5,849,752,835
第30計算期間	13,458,896	495,936,827	5,367,274,904
第31計算期間	8,470,748	703,009,783	4,672,735,869
第32計算期間	8,519,038	437,185,133	4,244,069,774
第33計算期間	11,202,263	470,009,967	3,785,262,070
第34計算期間	6,649,545	251,733,004	3,540,178,611
第35計算期間	4,771,370	230,846,344	3,314,103,637
第36計算期間	5,473,831	82,096,599	3,237,480,869
第37計算期間	5,202,112	113,292,886	3,129,390,095
第38計算期間	5,548,299	81,163,548	3,053,774,846
第39計算期間	4,963,151	234,784,157	2,823,953,840
第40計算期間	4,020,306	185,333,980	2,642,640,166
第41計算期間	8,608,066	123,366,362	2,527,881,870
第42計算期間	4,021,603	190,501,518	2,341,401,955

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第43計算期間	4,709,995	159,739,496	2,186,372,454
第44計算期間	15,438,151	79,242,508	2,122,568,097
第45計算期間	3,031,334	36,367,999	2,089,231,432
第46計算期間	3,869,540	103,929,540	1,989,171,432
第47計算期間	2,956,982	28,607,609	1,963,520,805
第48計算期間	3,096,526	39,884,329	1,926,733,002
第49計算期間	2,847,489	28,442,600	1,901,137,891
第50計算期間	2,879,728	19,019,028	1,884,998,591
第51計算期間	2,877,149	42,182,831	1,845,692,909

【三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)】

(1)【投資状況】

令和 2年 1月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	742,685,672	89.79
親投資信託受益証券	日本	84,067,383	10.16
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		341,333	0.05
純資産総額		827,094,388	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 2年 1月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		MFS外国株グロース・ファンドF(適 格機関投資家専用)	36,248,460	4.1333	149,826,379	4.1368	149,952,629	18.13
日本		GIM海外株式・ダイナミック・ ファンドF(適格機関投資家専用)	82,108,076	1.2104	99,387,520	1.207	99,104,447	11.98
日本		グローバル債券コア・ファンド(適 格機関投資家専用)	78,419,010	1.0601	83,132,962	1.0715	84,025,969	10.16
日本		グローバル・アセット・モデル・ ファンドF(適格機関投資家専用)	7,084	11,881.35	84,167,524	11,824	83,761,216	10.13
日本	証券	三菱UFJ 日本株スタイル・ミック ス・ファンドF(適格機関投資家限 定)	68,994,068	0.9643	66,532,646	0.9379	64,709,536	7.82
日本		ストラテジック・バリュー・オープ ンF (適格機関投資家専用)	4,178	15,788.1	65,962,692	15,350	64,132,300	7.75
日本	投資信託受益 証券	G I Mエマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	90,856,148	0.56	50,879,442	0.5406	49,116,833	5.94

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

							SCIET I DIT	
日本	証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適 格機関投資家専用)	45,675,342	0.9298	42,468,932	0.9415	43,003,334	5.20
日本		MUAM G-REITマザーファ ンド	22,585,769	1.8442	41,652,675	1.8923	42,739,050	5.17
日本	親投資信託受 益証券	ワールド・リート・マザーファンド	27,458,862	1.4611	40,120,143	1.5051	41,328,333	5.00
日本	証券	インベスコ グローバル・ハイ・イー ルド・ファンド F (適格機関投資家 専用)	50,431,624	0.8247	41,590,960	0.8186	41,283,327	4.99
日本	証券	シュローダー・グローバル・エマー ジング株式ファンドF(適格機関投資 家専用)	26,883,360	1.2729	34,219,828	1.2277	33,004,701	3.99
日本		GIMザ・ジャパン(適格機関投資 家用)	9,197,649	3.4623	31,845,020	3.326	30,591,380	3.70

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 2年 1月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	89.79
親投資信託受益証券	10.16
合計	99.96

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年1月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準 (1万口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7計算期間末日	(平成22年 7月 9日)	3,640,241,671	3,655,807,984	5,846	5,871
第8計算期間末日	(平成23年 1月11日)	3,488,965,626	3,502,908,437	6,256	6,281
第9計算期間末日	(平成23年 7月11日)	3,341,285,171	3,354,450,572	6,345	6,370
第10計算期間末日	(平成24年 1月10日)	2,467,755,441	2,479,007,128	5,483	5,508
第11計算期間末日	(平成24年 7月 9日)	2,443,514,059	2,453,983,392	5,835	5,860

				有価証券	<u>報告書(内国投資信託</u>
第12計算期間末日	(平成25年 1月 9日)	2,436,617,709	2,445,483,931	6,871	6,896
第13計算期間末日	(平成25年 7月 9日)	2,519,153,520	2,526,827,015	8,207	8,232
第14計算期間末日	(平成26年 1月 9日)	2,361,171,330	2,367,728,326	9,002	9,027
第15計算期間末日	(平成26年 7月 9日)	2,198,685,038	2,204,697,075	9,143	9,168
第16計算期間末日	(平成27年 1月 9日)	1,933,782,725	1,958,589,330	10,134	10,264
第17計算期間末日	(平成27年 7月 9日)	1,543,130,380	1,555,373,083	10,084	10,164
第18計算期間末日	(平成28年 1月12日)	1,270,168,704	1,273,618,751	9,204	9,229
第19計算期間末日	(平成28年 7月11日)	1,132,036,747	1,135,337,501	8,574	8,599
第20計算期間末日	(平成29年 1月10日)	1,187,749,625	1,190,735,500	9,945	9,970
第21計算期間末日	(平成29年 7月10日)	1,069,144,396	1,097,704,300	10,295	10,570
第22計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	980,063,023	1,034,372,193	10,828	11,428
第23計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	909,617,370	916,319,676	10,179	10,254
第24計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	807,826,037	809,992,061	9,324	9,349
第25計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	864,438,440	868,248,527	10,210	10,255
第26計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	827,510,266	858,958,018	10,394	10,789
	平成31年 1月末日	836,807,160		9,699	
	2月末日	869,106,677		10,090	
	3月末日	858,887,752		10,106	
	4月末日	880,559,247		10,370	
	令和 1年 5月末日	834,371,524		9,855	
	6月末日	853,734,041		10,082	
	7月末日	862,897,544		10,216	
	8月末日	827,125,246		9,807	
	9月末日	851,655,277		10,148	
	10月末日	867,148,057		10,430	
	11月末日	872,110,563		10,643	
	12月末日	865,193,204		10,867	
	令和 2年 1月末日	827,094,388		10,324	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第7計算期間	25円
第8計算期間	25円
第9計算期間	25円
第10計算期間	25円
第11計算期間	25円
第12計算期間	25円
第13計算期間	25円
第14計算期間	25円
第15計算期間	25円

第16計算期間	130円
第17計算期間	80円
第18計算期間	25円
第19計算期間	25円
第20計算期間	25円
第21計算期間	275円
第22計算期間	600円
第23計算期間	75円
第24計算期間	25円
第25計算期間	45円
第26計算期間	395円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第7計算期間	8.76
第8計算期間	7.44
第9計算期間	1.82
第10計算期間	13.19
第11計算期間	6.87
第12計算期間	18.18
第13計算期間	19.80
第14計算期間	9.99
第15計算期間	1.84
第16計算期間	12.26
第17計算期間	0.29
第18計算期間	8.47
第19計算期間	6.57
第20計算期間	16.28
第21計算期間	6.28
第22計算期間	11.00
第23計算期間	5.30
第24計算期間	8.15
第25計算期間	9.98
第26計算期間	5.67

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
--	------	------	-------

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第7計算期間	40,959,163	1,182,738,098	6,226,525,469
第8計算期間	31,810,246	681,211,196	5,577,124,519
第9計算期間	276,890,626	587,854,363	5,266,160,782
第10計算期間	19,860,451	785,346,168	4,500,675,065
第11計算期間	25,755,987	338,697,743	4,187,733,309
第12計算期間	15,472,463	656,716,669	3,546,489,103
第13計算期間	32,868,112	509,959,166	3,069,398,049
第14計算期間	9,034,533	455,633,930	2,622,798,652
第15計算期間	7,234,473	225,218,034	2,404,815,091
第16計算期間	8,039,553	504,654,187	1,908,200,457
第17計算期間	13,150,095	391,012,624	1,530,337,928
第18計算期間	7,063,519	157,382,618	1,380,018,829
第19計算期間	3,969,650	63,686,564	1,320,301,915
第20計算期間	4,023,850	129,975,609	1,194,350,156
第21計算期間	5,583,545	161,391,735	1,038,541,966
第22計算期間	38,896,735	172,285,853	905,152,848
第23計算期間	25,582,900	37,094,909	893,640,839
第24計算期間	6,674,377	33,905,247	866,409,969
第25計算期間	2,820,292	22,544,237	846,686,024
第26計算期間	3,333,474	53,873,868	796,145,630
<u>-</u>			

参考情報



2020年1月31日現在

三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)



- •基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- •基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,514円
純資産総額	9.5億円

■分配の推移

一つ 日口 つり 田口 シ				
2020年 1月	30円			
2019年11月	30円			
2019年 9月	30円			
2019年 7月	30円			
2019年 5月	30円			
2019年 3月	30円			
直近1年間累計	180円			
設定来累計	2,815円			
・公配会は1万円当たり 粉引前				

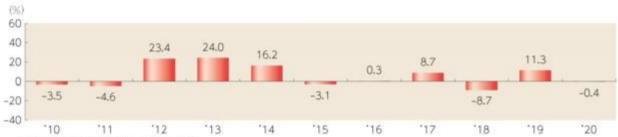
分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	相入上位館柄	資産クラス	比率
1	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	30.1%
2	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	ハイイールド債券	15.1%
3	アライアンス・パーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	15.0%
4	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.8%
5	ワールド・リート・マザーファンド	不動産投資信託	5.2%
6	MUAM G-REITマザーファンド	不動產投資信託	4.9%
7	三菱UF」日本株スタイル・ミックス・ファンドF (適格機関投資家限定)	日本株式	3.8%
8	ストラテジック・パリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	3.8%
9	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	3.196
10	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	3.0%

[•]各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移

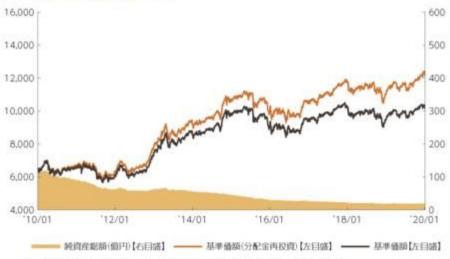


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2020年は年初から1月31日までの収益率を表示・ファンドにペンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)

■基準価額・純資産の推移 2010年1月29日~2020年1月31日



- •基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額·純資産

THE THE REPORT OF THE PARTY.				
基準価額	10,171円			
純資産総額	18.6億円			
■分配の推移	3			
2020年 1月	175円			
2019年10月	30円			
2019年 7月	30円			
2019年 4月	30円			
2019年 1月	30円			
2018年10月	30円			
直近1年間累計	265円			
設定来累計	2,190円			

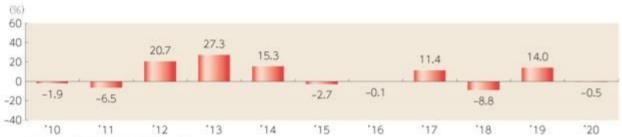
•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	組入上位銘柄	資産クラス	比率
1	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	19.8%
2	MFS外国株グロース・ファンドF (適格機関投資家専用)	海外株式	14.8%
3	グローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	10.0%
4	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF (適格機関投資家専用)	海外株式	9.9%
5	ワールド・リート・マザーファンド	不動産投資信託	5.2%
6	MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	5.1%
7	アライアンス・パーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	5.0%
8	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	日本債券	5.0%
9	三菱UF」日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	日本債券	4.9%
10	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	ハイイールド債券	4,9%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移

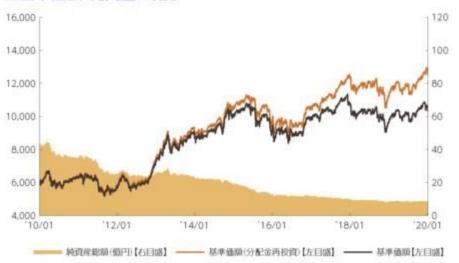


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- •2020年は年初から1月31日までの収益率を表示
- •ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)

■基準価額・純資産の推移 2010年1月29日~2020年1月31日



- •基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額·純資産

基準価額	10,324円
純資産総額	8.2億円

■分配の推移

2020年 1月	395円
2019年 7月	45円
2019年 1月	25円
2018年 7月	75円
2018年 1月	600円
2017年 7月	275円
設定来累計	2,500円

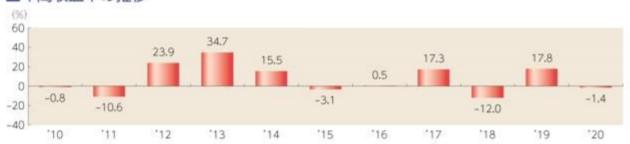
•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	相入上位銘柄	資産クラス	比率
1	MFS外国株グロース・ファンドF (適格機関投資家専用)	海外株式	18.1%
2	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	12.0%
3	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	10.2%
4	グローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	10.1%
5	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	日本株式	7.8%
6	ストラテジック・パリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	7.8%
7	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	5.9%
8	アライアンス・パーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	5.2%
9	MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	5.2%
10	ワールド・リート・マザーファンド	不動産投資信託	5.0%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2020年は年初から1月31日までの収益率を表示・ファンドにペンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

申込手数料

申込価額(発行価格)×2.2%(税抜 2%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会 社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の 事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販 売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込 (販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金(解約)手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

- ニューヨーク証券取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドン証券取引所の休業日
- ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。 その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額: 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

- ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについ ては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価 します。
- ・転換社債/転換社債型新株予約権付社債 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会 発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情 報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則とし て、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業 者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価し ます。
- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品 取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価 額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。) 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(2007年3月28日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

毎年1月10日から3月9日、3月10日から5月9日、5月10日から7月9日、7月10日から9月9日、9月10日から11月9日および11月10日から翌年1月9日まで

「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」

毎年1月10日から4月9日、4月10日から7月9日、7月10日から10月9日および10月10日から翌年1月9日まで

「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

毎年1月10日から7月9日および7月10日から翌年1月9日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計 算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、 またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業 務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ま す。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに したがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書 を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断し た変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま す。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1)収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース(一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース(累積投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。 ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。 くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 隔月および四半期決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎 に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(令和1年7月10日から令和2年1月9日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 [令和 1年 7月 9日現在]	当期 [令和 2年 1月 9日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,055,922	-
コール・ローン	11,217,957	17,159,834
投資信託受益証券	899,072,041	867,986,810
親投資信託受益証券	100,817,791	97,325,131
未収入金	4,000,000	2,000,000
流動資産合計	1,020,163,711	984,471,775
資産合計	1,020,163,711	984,471,775
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,269,911	3,082,095
未払解約金	445,018	3,631,125
未払受託者報酬	72,454	69,334
未払委託者報酬	1,467,146	1,403,989
未払利息	26	25
その他未払費用	5,055	4,831
流動負債合計	5,259,610	8,191,399
負債合計	5,259,610	8,191,399
純資産の部		
元本等		
元本	1,089,970,496	1,027,365,326
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	75,066,395	51,084,950
(分配準備積立金)	69,573,045	64,112,394
元本等合計	1,014,904,101	976,280,376
純資産合計	1,014,904,101	976,280,376
負債純資産合計	1,020,163,711	984,471,775

(2)【損益及び剰余金計算書】

(
-				(単位:円)
	自至	前期 平成31年 1月10日 令和 1年 7月 9日	自 至	当期 令和 1年 7月10日 令和 2年 1月 9日
受取配当金		9,200,724		8,488,607
受取利息		4		45
有価証券売買等損益		70,388,147		25,392,023
その他収益		100,636		
営業収益合計		79,689,511		33,880,675
- 営業費用				
支払利息		4,659		3,493
受託者報酬		218,515		217,045
委託者報酬		4,424,831		4,395,157
その他費用		15,237		15,163
営業費用合計		4,663,242		4,630,858
営業利益又は営業損失()		75,026,269		29,249,817
経常利益又は経常損失()		75,026,269		29,249,817
当期純利益又は当期純損失()		75,026,269		29,249,817
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		411,305		369,625
期首剰余金又は期首欠損金()		143,136,974		75,066,395
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,642,642		4,781,011
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		3,642,642		4,781,011
剰余金減少額又は欠損金増加額		232,040		173,590
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		232,040		173,590
分配金		9,954,987		9,506,168
期末剰余金又は期末欠損金()		75,066,395		51,084,950

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 .有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額	
	で評価しております。	
	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価	
	額で評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

		前期 [令和 1年 7月 9日現在]	当期 [令和 2年 1月 9日現在]
1.	期首元本額	1,128,150,915円	1,089,970,496円
	期中追加設定元本額	2,548,442円	2,396,040円
	期中一部解約元本額	40,728,861円	65,001,210円
2 .	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回っており、その差額であり ます。	75,066,395円	51,084,950円
3 .	受益権の総数	1,089,970,496□	1,027,365,326口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 平成31年 1月10日	自 令和 1年 7月10日
至 令和 1年 7月 9日	至 令和 2年 1月 9日

1.運用に係る権限を委託するための費用

「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

信託財産の純資産総額

300億円以下の部分年10,000分の45300億円超の部分年10,000分の40

2.分配金の計算過程

第71期

平成31年 1月10日 平成31年 3月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,235,291円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	円
後の有価証券売買等損益額		

1.運用に係る権限を委託するための費用

「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

信託財産の純資産総額

300億円以下の部分年10,000分の45300億円超の部分年10,000分の40

2.分配金の計算過程

第74期

令和 1年 7月10日 令和 1年 9月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,629,833円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	円
後の有価証券売買等損益額		

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

刊机				
自	平成3	31年	1月	10日
至	令和	1年	7月	9日

当期 自 令和 1年 7月10日 至 令和 2年 1月 9日

収益調整金額	С	14,546,381円
分配準備積立金額	D	71,618,743円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,400,415円
当ファンドの期末残存口数	F	1,125,724,296口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	794円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,377,172円

収益調整金額	С	14,160,430円
分配準備積立金額	D	69,132,120円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,922,383円
当ファンドの期末残存口数	F	1,083,682,984口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	783円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,251,048円

第72期

平成31年 3月12日

令和 1年 5月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	3,000,850円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	14,302,086円
分配準備積立金額	D	69,992,692円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,295,628円
当ファンドの期末残存口数	F	1,102,634,887口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	791円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,307,904円

第73期

令和 1年 5月10日

令和 1年 7月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	3,985,951円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	Ħ
収益調整金額	С	14,189,872円
分配準備積立金額	D	68,857,005円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,032,828円
当ファンドの期末残存口数	F	1,089,970,496口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	798円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,269,911円

第75期

令和 1年 9月10日

令和 1年11月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,830,084円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	P
収益調整金額	С	13,870,981円
分配準備積立金額	D	65,878,100円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,579,165円
当ファンドの期末残存口数	F	1,057,675,141口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	780円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,173,025円

第76期

令和 1年11月12日

令和 2年 1月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,529,204円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	13,519,420円
分配準備積立金額	D	63,665,285円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	80,713,909円
当ファンドの期末残存口数	F	1,027,365,326口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	785円
1万口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,082,095円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

前期	当期
自 平成31年 1月10日	自 令和 1年 7月10日
至 令和 1年 7月 9日	至 令和 2年 1月 9日
当ファンドは、「投資信託及び投資法	同左
人に関する法律」(昭和26年法律第198	
号)第2条第4項に定める証券投資信託	
であり、有価証券等の金融商品への投資	
を信託約款に定める「運用の基本方針」	
に基づき行っております。	
当ファンドは、投資信託受益証券に投	 同左
資しております。当該投資対象は、価格	
変動リスク等の市場リスク、信用リスク	
および流動性リスクに晒されておりま	
उ .	
当ファンドは、親投資信託受益証券に	
投資しております。当該投資対象は、価	
格変動リスク等の市場リスク、信用リス	
クおよび流動性リスクに晒されておりま	
ं च	
ファンドのコンセプトに応じて、適切	 同左
にコントロールするため、委託会社で	
は、運用部門において、ファンドに含ま	
れる各種投資リスクを常時把握しつつ、	
ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	
範囲で運用を行っております。	
また、運用部から独立した管理担当部	
署によりリスク運営状況のモニタリング	
等のリスク管理を行っており、この結果	
は運用管理委員会等を通じて運用部門に	
フィードバックされます。	
	自 平成31年 1月10日至 令和 1年 7月 9日 名 1年 7月 9日 子後衛子 1年 7月 9日 当り 1年 7月 9日 1年 7月 9日 当り 1年 7月 9日 当り 1年 7月 9日 当り 1年 7月 9日 1日 7月 9日 7日

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[令和 1年 7月 9日現在]	[令和 2年 1月 9日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差	時価で計上しているためその差額はあ	同左
額	りません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方	同左
	針に係る事項に関する注記)に記載して	
	おります。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり	同左
	ません。	
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			有侧征分积口音(内凹仅具)	<u> </u>
区分	前期		当期	
	[令和 1年 7月 9日現在]		[令和 2年 1月 9日現在]	
	上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	同左		
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 1年 7月 9日現在]	当期 [令和 2年 1月 9日現在]	
化 里大只	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 最終計算期間の損益に含まれた (円) (円)		
投資信託受益証券	10,585,564	13,426,592	
親投資信託受益証券	4,129,963	832,726	
合計	14,715,527	14,259,318	

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期	当期
	[令和 1年 7月 9日現在]	[令和 2年 1月 9日現在]
1口当たり純資産額	0.9311円	0.9503円
(1万口当たり純資産額)	(9,311円)	(9,503円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファ ンドF(適格機関投資家専用)	16,323,917	20,778,713	
	MFS外国株グロース・ファンドF (適格機関投資家専 用)	7,175,195	29,655,080	
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場 債券ファンド B (適格機関投資家専用)	155,541,297	144,622,297	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機 関投資家専用)	7,968	94,667,808	
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投 資家専用)	2,373	37,445,940	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	175,955,297	145,110,333	
	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF (適格機関投資家限定)	39,142,556	37,698,195	
	グローバル債券コア・ファンド (適格機関投資家専 用)	271,690,309	287,964,558	
	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資 家専用)	53,293,682	29,844,461	
	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF(適格 機関投資家専用)	17,149,006	20,758,871	
	GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)	5,614,925	19,440,554	
投資信託受益証券	等合計	741,896,525	867,986,810	
親投資信託受益 証券	MUAM G-REITマザーファンド	26,473,577	48,822,570	
	ワールド・リート・マザーファンド	33,195,922	48,502,561	
親投資信託受益語	正券 合計	59,669,499	97,325,131	
	合計	801,566,024	965,311,941	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

【三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 [令和 1年 7月 9日現在]	当期 [令和 2年 1月 9日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12,857,889	-
コール・ローン	28,528,775	58,151,513
投資信託受益証券	1,672,493,645	1,667,843,403
親投資信託受益証券	190,417,648	187,049,183
未収入金	3,000,000	4,000,000
流動資産合計	1,907,297,957	1,917,044,099
資産合計	1,907,297,957	1,917,044,099
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,703,413	32,299,625
未払解約金	-	1,906,024
未払受託者報酬	203,320	210,060
未払委託者報酬	4,625,477	4,778,914
未払利息	66	86
その他未払費用	14,206	14,674
流動負債合計	10,546,482	39,209,383
負債合計	10,546,482	39,209,383
純資産の部		
元本等		
元本	1,901,137,891	1,845,692,909
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,386,416	32,141,807
(分配準備積立金)	85,383,679	56,248,019
元本等合計	1,896,751,475	1,877,834,716
純資産合計	1,896,751,475	1,877,834,716
負債純資産合計	1,907,297,957	1,917,044,099

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自至	前期 平成31年 1月10日 令和 1年 7月 9日	自至	当期 令和 1年 7月10日 令和 2年 1月 9日
受取配当金		9,266,012		8,829,581
受取利息		7		98
有価証券売買等損益		157,041,340		75,977,921
その他収益		113,346		-
営業収益合計		166,420,705		84,807,600
営業費用				
支払利息		8,616		7,284
受託者報酬		404,351		413,077
委託者報酬		9,198,890		9,397,564
その他費用		28,248		28,930
営業費用合計		9,640,105		9,846,855
営業利益又は営業損失()		156,780,600		74,960,745
経常利益又は経常損失()		156,780,600		74,960,745
当期純利益又は当期純損失()		156,780,600		74,960,745
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		1,164,829		1,482,177
期首剰余金又は期首欠損金()		151,448,090		4,386,416
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,134,653		1,051,861
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		3,134,653		1,051,861
剰余金減少額又は欠損金増加額		205,138		47,586
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		205,138		47,586
分配金		11,483,612		37,954,620
期末剰余金又は期末欠損金()		4,386,416		32,141,807

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 .有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額
	で評価しております。
	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価
	額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 [令和 1年 7月 9日現在]	当期 [令和 2年 1月 9日現在]
1.	期首元本額	1,963,520,805円	1,901,137,891円
	期中追加設定元本額	5,944,015円	5,756,877円
	期中一部解約元本額	68,326,929円	61,201,859円
2 .	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回っており、その差額であり ます。	4,386,416円	円
3 .	受益権の総数	1,901,137,891□	1,845,692,909□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 平成31年 1月10日	自 令和 1年 7月10日
至 令和 1年 7月 9日	至 令和 2年 1月 9日

1.運用に係る権限を委託するための費用

「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

信託財産の純資産総額

300億円以下の部分年10,000分の45300億円超の部分年10,000分の40

2.分配金の計算過程

第48期

平成31年 1月10日 平成31年 4月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,798,890円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	円
後の有価証券売買等損益額		

1.運用に係る権限を委託するための費用

「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

信託財産の純資産総額

300億円以下の部分年10,000分の45300億円超の部分年10,000分の40

2.分配金の計算過程

第50期

令和 1年 7月10日 令和 1年10月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	円
後の有価証券売買等損益額		

			有価証券報告書(内国投資		
	前期		当期		
自 平成31年 1月10日			自 令和 1年 7月10日		
至 令和	1年 7月 9日		至 令和 2年 1月 9日		
収益調整金額	С	16,688,160円	収益調整金額 C 16,584,781		
分配準備積立金額	D	90,123,288円	分配準備積立金額 D 84,565,547		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	111,610,338円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 101,150,328		
当ファンドの期末残存口数	F	1,926,733,002□	当ファンドの期末残存口数 F 1,884,998,591		
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	579円	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 536		
1万口当たり分配金額	Н	30円	1万口当たり分配金額 H 3G		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,780,199円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 5,654,998		
 第49期			第51期		
平成31年 4月10日			令和 1年10月10日		
令和 1年 7月 9日			令和 2年 1月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	3,207,958円	費用控除後の配当等収益額 A 7,059,719		
費用控除後・繰越欠損金補填	В	円	費用控除後·繰越欠損金補填 B 4,299,468		
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	16,597,106円	収益調整金額 C 16,357,908		
分配準備積立金額	D	87,879,134円	分配準備積立金額 D 77,188,457		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	107,684,198円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 104,905,553		
当ファンドの期末残存口数	F	1,901,137,891□	当ファンドの期末残存口数 F 1,845,692,909		
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	566円	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 568		
1万口当たり分配金額	Н	30円	1万口当たり分配金額 H 175		
			1 1		

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成31年 1月10日 至 令和 1年 7月 9日	当期 自 令和 1年 7月10日 至 令和 2年 1月 9日
	当ファンドは、「投資信託及び投資法 人に関する法律」(昭和26年法律第198 号)第2条第4項に定める証券投資信託 であり、有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基本方針」 に基づき行っております。	同左

		有価証券報告書(内国投資信託
	前期	当期
区分	自 平成31年 1月10日	自 令和 1年 7月10日
	至 令和 1年 7月 9日	至 令和 2年 1月 9日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドは、投資信託受益証券に投	同左
係るリスク	資しております。当該投資対象は、価格	
	変動リスク等の市場リスク、信用リスク	
	および流動性リスクに晒されておりま	
	す。	
	当ファンドは、親投資信託受益証券に	
	投資しております。当該投資対象は、価	
	格変動リスク等の市場リスク、信用リス	
	クおよび流動性リスクに晒されておりま	
	す。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切	同左
	にコントロールするため、委託会社で	
	は、運用部門において、ファンドに含ま	
	れる各種投資リスクを常時把握しつつ、	
	ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	
	範囲で運用を行っております。	
	また、運用部から独立した管理担当部	
	署によりリスク運営状況のモニタリング	
	等のリスク管理を行っており、この結果	
	は運用管理委員会等を通じて運用部門に	
	フィードバックされます。	

2 金融商品の時価等に関する事項

	前期	当期
区分	[令和 1年 7月 9日現在]	[令和 2年 1月 9日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差	時価で計上しているためその差額はあ	同左
客頁	りません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方 針に係る事項に関する注記)に記載して おります。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	同左

			1(1) 田口がに出産い	13/2/2 THE	
区分	前期		当期		
<u> </u>	[令和 1年 7月 9日現在]		[令和 2年 1月 9日現在]		
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づ	同左			
いての補足説明	く価額のほか、市場価格がない場合には				
	合理的に算定された価額が含まれており				
	ます。当該価額の算定においては一定の				
	前提条件等を採用しているため、異なる				
	前提条件等によった場合、当該価額が異				
	なることもあります。				

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

壬壬米百	前期 [令和 1年 7月 9日現在]	当期 [令和 2年 1月 9日現在]	
化生 大只	種類		
投資信託受益証券	6,274,031	94,812,308	
親投資信託受益証券	3,346,178	4,101,644	
合計	2,927,853	98,913,952	

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期	当期	
	[令和 1年 7月 9日現在]	[令和 2年 1月 9日現在]	
1口当たり純資産額	0.9977円	1.0174円	
(1万口当たり純資産額)	(9,977円)	(10,174円)	

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証 券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファ ンドF(適格機関投資家専用)	28,361,358	36,101,172	
	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専 用)	67,324,130	278,250,629	
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場 債券ファンド B (適格機関投資家専用)	99,050,319	92,096,986	
	ノムラ日本債券オープンF (適格機関投資家専用)	6,712	92,672,584	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機 関投資家専用)	15,808	187,814,848	
	ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投 資家専用)	4,599	72,572,220	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	112,545,314	92,816,120	
	三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	97,041,628	92,024,575	
	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF (適格機関投資家限定)	76,914,567	74,076,419	
	グローバル債券コア・ファンド (適格機関投資家専 用)	349,743,023	370,692,630	
	G I Mエマージング株式ファンドF (適格機関投資 家専用)	98,781,252	55,317,501	
	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用)	152,774,659	184,933,724	
	G I Mザ・ジャパン(適格機関投資家用)	11,112,265	38,473,995	
投資信託受益証	券 合計	1,093,675,634	1,667,843,403	
親投資信託受益 証券	MUAM G-REITマザーファンド	50,453,807	93,046,910	
	ワールド・リート・マザーファンド	64,336,646	94,002,273	
親投資信託受益	証券 合計	114,790,453	187,049,183	
	合計	1,208,466,087	1,854,892,586	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

【三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第25期 [令和 1年 7月 9日現在]	第26期 [令和 2年 1月 9日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,541,043	-
コール・ローン	16,731,886	47,211,395
投資信託受益証券	763,115,127	735,026,801
親投資信託受益証券	85,680,943	81,772,818
流動資産合計	873,068,999	864,011,014
資産合計	873,068,999	864,011,014
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,810,087	31,447,752
未払解約金	-	120,000
未払受託者報酬	183,193	187,459
未払委託者報酬	4,625,388	4,733,344
未払利息	39	70
その他未払費用	11,852	12,123
流動負債合計	8,630,559	36,500,748
負債合計	8,630,559	36,500,748
純資産の部		
元本等		
元本	846,686,024	796,145,630
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	17,752,416	31,364,636
(分配準備積立金)	87,313,408	55,781,308
元本等合計	864,438,440	827,510,266
純資産合計	864,438,440	827,510,266
負債純資産合計	873,068,999	864,011,014

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第25期 自 平成31年 1月10日 至 令和 1年 7月 9日	第26期 自 令和 1年 7月10日 至 令和 2年 1月 9日
営業収益		
受取配当金	4,817,978	4,679,916
受取利息	2	58
有価証券売買等損益	79,926,391	47,984,515
その他収益	18,087	-
営業収益合計	84,762,458	52,664,489
営業費用		
支払利息	4,657	4,024
受託者報酬	183,193	187,459
委託者報酬	4,625,388	4,733,344
その他費用	11,852	12,163
世界 日本語	4,825,090	4,936,990
営業利益又は営業損失()	79,937,368	47,727,499
経常利益又は経常損失()	79,937,368	47,727,499
当期純利益又は当期純損失()	79,937,368	47,727,499
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,252,119	1,698,639
期首剰余金又は期首欠損金()	58,583,932	17,752,416
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,551,615	80,214
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,551,615	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	80,214
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,429	1,049,102
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	1,049,102
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	90,429	-
分配金	3,810,087	31,447,752
期末剰余金又は期末欠損金()	17,752,416	31,364,636

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額
	で評価しております。
	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価
	額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第25期	第26期
		[令和 1年 7月 9日現在]	[令和 2年 1月 9日現在]
1.	期首元本額	866,409,969円	846,686,024円
	期中追加設定元本額	2,820,292円	3,333,474円
	期中一部解約元本額	22,544,237円	53,873,868円
2 .	受益権の総数	846,686,024□	796,145,630□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期	
自 令和 1年 7月10日	
至 令和 2年 1月 9日	

1.運用に係る権限を委託するための費用

「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

信託財産の純資産総額

300億円以下の部分年10,000分の45300億円超の部分年10,000分の40

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,077,934円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	17,570,354円
分配準備積立金額	D	85,045,561円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	108,693,849円
当ファンドの期末残存口数	F	846,686,024□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,283円

1.運用に係る権限を委託するための費用

「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

信託財産の純資産総額

300億円以下の部分年10,000分の45300億円超の部分年10,000分の40

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	5,372,548円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	16,847,577円
分配準備積立金額	D	81,856,512円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,076,637円
当ファンドの期末残存口数	F	796,145,630□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,307円

		第25期		<u> </u>	第26期	
自 平成31年 1月10日		自 令和 1年 7月10日				
	至 令和 1年 7月 9日		至 令和	2年 1月 9日		
	1万口当たり分配金額	Н	45円	1万口当たり分配金額	Н	395円
	収益分配金金額 I=F*H/10,000 3,810,087円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,447,752円	
			,			

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

	77 0 = HF	## 0.0 HD
	第25期	第26期
区分	自 平成31年 1月10日	自 令和 1年 7月10日
	至 令和 1年 7月 9日	至 令和 2年 1月 9日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法	同左
	人に関する法律」(昭和26年法律第198	
	号)第2条第4項に定める証券投資信託	
	であり、有価証券等の金融商品への投資	
	を信託約款に定める「運用の基本方針」	
	に基づき行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	 当ファンドは、投資信託受益証券に投	 同左
係るリスク	」 資しております。当該投資対象は、価格	
	 変動リスク等の市場リスク、信用リスク	
	ー および流動性リスクに晒されておりま	
	」 す。	
	 当ファンドは、親投資信託受益証券に	
	投資しております。当該投資対象は、価	
	ト 格変動リスク等の市場リスク、信用リス	
	クおよび流動性リスクに晒されておりま	
	। उ .	
 3.金融商品に係るリスク管理体制	 ファンドのコンセプトに応じて、適切	 同左
	にコントロールするため、委託会社で	
	は、運用部門において、ファンドに含ま	
	れる各種投資リスクを常時把握しつつ、	
	ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	
	範囲で運用を行っております。	
	また、運用部から独立した管理担当部	
	署によりリスク運営状況のモニタリング	
	等のリスク管理を行っており、この結果	
	は運用管理委員会等を通じて運用部門に	
	フィードバックされます。	

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第25期	第26期		
E71	[令和 1年 7月 9日現在]	[令和 2年 1月 9日現在]		
1.貸借対照表計上額、時価及びその差	時価で計上しているためその差額はあ	同左		
額	りません。			
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券		
	売買目的有価証券は、(重要な会計方	同左		
	針に係る事項に関する注記)に記載して			
	おります。			
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引		
	デリバティブ取引は、該当事項はあり	同左		
	ません。			
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品		
	上記以外の金融商品(コールローン	同左		
	等)は、短期間で決済され、時価は帳簿			
	価額と近似していることから、当該金融			
	商品の帳簿価額を時価としております。 			
	THE STATE OF THE S	同左		
いての補足説明	く価額のほか、市場価格がない場合には			
	合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の			
	前提条件等を採用しているため、異なる			
	前提条件等によった場合、当該価額が異			
	なることもあります。			
	1			

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第25期 [令和 1年 7月 9日現在]	第26期 [令和 2年 1月 9日現在]	
↑坐犬只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	62,853,890	40,725,158	
親投資信託受益証券	12,800,177	2,761,852	
合計	75,654,067	43,487,010	

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第25期 [令和 1年 7月 9日現在]	第26期 [令和 2年 1月 9日現在]	
1口当たり純資産額	1.0210円	1.0394円	
(1万口当たり純資産額)	(10,210円)	(10,394円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証 券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファ ンドF (適格機関投資家専用)	26,883,360	34,219,828	
	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	35,525,376	146,826,379	
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場 債券ファンド B (適格機関投資家専用)	45,675,342	42,468,932	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機 関投資家専用)	6,832	81,170,992	
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投 資家専用)	4,054	63,972,120	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	50,431,624	41,590,960	
	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF (適格機関投資家限定)	65,966,822	63,532,646	
	グローバル債券コア・ファンド (適格機関投資家専用)	76,547,752	81,132,962	
	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	90,856,148	50,879,442	
	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF(適格機関投資家専用)	80,452,309	97,387,520	
	G I Mザ・ジャパン(適格機関投資家用)	9,197,649	31,845,020	
投資信託受益証	券 合計	481,547,268	735,026,801	
親投資信託受益 証券	MUAM G-REITマザーファンド	22,585,769	41,652,675	
	ワールド・リート・マザーファンド	27,458,862	40,120,143	
親投資信託受益	証券 合計	50,044,631	81,772,818	

EDINET提出書類

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

合計	531,591,899	816.799.619	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)】

【純資産額計算書】

令和 2年 1月31日現在

(単位:円)

資産総額	964,642,686
負債総額	7,959,228
純資産総額(-)	956,683,458
発行済口数	1,005,550,826□
1口当たり純資産価額(/)	0.9514
(10,000口当たり)	(9,514)

【三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)】

【純資産額計算書】

令和 2年 1月31日現在

(単位:円)

資産総額	1,871,002,765
負債総額	1,199,830
純資産総額(-)	1,869,802,935
発行済口数	1,838,370,405□
1口当たり純資産価額(/)	1.0171
(10,000口当たり)	(10,171)

【三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)】

【純資産額計算書】

令和 2年 1月31日現在

資産総額	837,531,741
負債総額	10,437,353
純資産総額(-)	827,094,388
発行済口数	801,142,597□
1口当たり純資産価額(/)	1.0324
(10,000口当たり)	(10,324)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

2020年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。 ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および 法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員 会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示さ れます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用 業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業 務を行っています。

2020年 1月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を 除きます。)

商品分類	本数 純資産総額		
	(本)	(百万円)	
追加型株式投資信託	895	13,937,414	
追加型公社債投資信託	16	1,322,460	
単位型株式投資信託	68	313,027	
単位型公社債投資信託	11	64,880	
合 計	990	15,637,781	

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表 中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下 「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等 に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和52年大蔵省令第38号)」(以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条 の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作 成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り 捨てて表示しております。

(2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(自 平成30年4 月1日 至 平成31年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を 受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度に係る中間会計期 間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人 トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

第33期	第34期
(平成30年3月31日現在)	(平成31年3月31日現在)

			有価証券	等報告書(内国投資信託
流動資産				
現金及び預金	2	54,140,307	2	53,969,686
有価証券		19,967		1,403,513
前払費用		362,886		514,587
未収入金		2,109		2,284
未収委託者報酬		9,770,529		9,995,458
未収収益	2	674,156	2	560,483
金銭の信託	2	30,000	2	100,000
その他		224,645		153,256
流動資産合計		65,224,602		66,699,271
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	760,010	1	617,032
器具備品	1	724,852	1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921
投資その他の資産				
投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		, -	1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673
~~~ H H I		100,000,701		0.,012,010

	第33期		第34期	
	(平成30年3月3		(平成31年3月3	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		359,176		293,258
未払金				
未払収益分配金		174,333		170,281
未払償還金		456,159		448,695
未払手数料	2	3,905,670	2	3,990,054
その他未払金	2	4,330,584	2	3,961,765
未払費用	2	4,388,803	2	3,803,995
未払消費税等		99,010		194,852
未払法人税等		736,829		573,657
賞与引当金		906,167		901,135

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		有価証券報告書(内国投資信託
役員賞与引当金	125,343	140,100
その他	842,194	868,992
流動負債合計	16,324,272	15,346,788
固定負債		
長期未払金	-	43,200
退職給付引当金	720,536	860,851
役員退職慰労引当金	187,562	144,303
時効後支払損引当金	254,851	247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金	, ,	,
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
 資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
 利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金	,	·
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028
		(単位:千円)
	第33期	第34期
	(平成30年3月31日現在)	(平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他右価証券証価美額全	1 /19/ 013	1 126 733

第33期<br/>(平成30年3月31日現在)第34期<br/>(平成31年3月31日現在)評価・換算差額等<br/>その他有価証券評価差額金<br/>評価・換算差額等合計<br/>純資産合計1,484,913<br/>1,484,9131,126,733<br/>1,126,733純資産合計<br/>負債純資産合計83,349,257<br/>100,836,48181,269,762

# (2)【損益計算書】

		(+12 + 113)
	第33期	第34期
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	2 30,906,879	2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643

		有価証券報告書(内国投資信託發
公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755
委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631
その他営業雑経費	23,250	
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

	第33期	第34期
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	349,402	2 181,073
受取利息	2 483	3 2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	2 44,392
受取賃貸料	-	2 38,388
その他	9,989	9 11,871
営業外収益合計	533,128	3 694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	2 1,166
事務過誤費	10,402	2 420
賃貸関連費用	-	- 35,994
その他	3,829	9 1,481
営業外費用合計	87,529	9 157,235

左师证类却生隶 / 由团机资产式采头缸类 \

			有価証券	<u> </u>
経常利益		16,212,226		14,076,123
特別利益				
投資有価証券売却益		516,394		501,778
ゴルフ会員権売却益		7,495		
特別利益合計		523,889		501,778
投資有価証券売却損		105,903		135,399
投資有価証券評価損		102,096		62,310
固定資産除却損	1	54	1	4,848
固定資産売却損		-		225
システム関連費		-		322,986
商標使用料		-		90,000
特別損失合計		208,054		615,770
税引前当期純利益		16,528,061		13,962,130
 法人税、住民税及び事業税	2	5,252,224	2	4,420,179
法人税等調整額		76,092		100,112
法人税等合計		5,176,132		4,320,066
当期純利益		11,351,928		9,642,064

# (3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
			資本剰余金利益		益剰余金				
	資本金	`m	7.00	`m_	7.1.3.4	その他利	益剰余金	71247100	株主資本合計
	貝华並	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	休土貝平古司
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

# 第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

株主資本				
	資本剰余金	利益剰余金		
		その他利益剰余金	]	

					_			<b>有伽趾</b> 夯報古記	5(
	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

#### [注記事項]

## (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5年~50年器具備品2年~20年投資不動産3年~47年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 4. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

- 5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会 計基準委員会)

#### (1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価

中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	• 32.50 T 28.22 ** WITH 150-1 250 HT HX	
	第33期	第34期
	(平成30年3月31日現在)	(平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産		138,024千円

## 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

_ 区が同能したのかで目れ口に日めれるとのは人の通りであります。				
	第33期 第3			
	(平成30年3月31日現在)	(平成31年3月31日現在)		
預金	41,809,118千円	240,211千円		
未収収益	40,621千円	25,307千円		
金銭の信託	30,000千円	100,000千円		
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円		
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円		
未払費用	430,491千円	444,754千円		

## (損益計算書関係)

1 固定資産除却指の内訳

1. 四足具注例如识例		
	第33期	第34期
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
建物		2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

区が関心した以外で古代古に古よれるものは人の通りでありより。					
	第33期 第34期				
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日			
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)			
	11,380,244千円	5,298,064千円			
受取利息	380千円	3千円			
受取賃貸料		38,388千円			
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円			

## (株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

# 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

ロリカトトンパン「主人人人」「「「人人」」					
	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)	
発行済株式					
普通株式	211,581	-	-	211,581	
合計	211,581	-	-	211,581	

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額26,595,731千円1株当たり配当額125,700円基準日平成29年3月31日効力発生日平成29年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額11,363,380千円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額53,707円基準日平成30年3月31日効力発生日平成30年6月28日

### 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 11,363,380千円 1株当たり配当額 53,707円 基準日 平成30年3月31日 効力発生日 平成30年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 9,675,175千円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 45,728円 基準日 平成31年3月31日 効力発生日 令和 元年6月27日

### (リース取引関係)

#### 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

カペレ ノインノ	クース取引のプラ解制不能のこのに係る不能過う	ヘイイ
	第33期	第34期
	(平成30年3月31日現在)	(平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

### (金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資 金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

#### 第33期(平成30年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2)	有価証券	19,967	19,967	•
(3)	未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	•
(4)	投資有価証券	26,224,167	26,224,167	•
	資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1)	未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
	負債計	3,905,670	3,905,670	-

#### 第34期(平成31年3月31日現在)

-1 745	( 1 13% O : 1 O ) JO : H > 10 H >			
		貸借対照表 計上額(千円)	時価 ( 千円 )	差額(千円)
(1)	現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2)	有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3)	未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4)	投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
	資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1)	未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
	負債計	3,990,054	3,990,054	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

### (2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

#### 負債

## (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) (単位:千円)

(単位:千円)

## 第33期(平成30年3月31日現在)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

## 第34期(平成31年3月31日現在)

(12)				,
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	1	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	1	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社 株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千 円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

## 第33期(平成30年3月31日現在)

·	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額	株式	-	-	-
が取得原価を超え	債券	-	-	-
るもの	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額	株式		-	-
が取得原価を超え	債券	-	-	-
ないもの	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966
合語	<u></u>	26,244,135	24,103,874	2,140,260

# 第34期(平成31年3月31日現在)

おらず約( 1 がな) 1 中の 1 5 1 日 が 圧 /							
	   種類 	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)			
貸借対照表計上額	株式	-	-	-			
が取得原価を超え	債券	-	-	-			
るもの	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164			
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164			
貸借対照表計上額	株式	-	-	-			
が取得原価を超え	債券	-	-	-			
ないもの	その他	8,012,389	8,573,551	561,161			
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161			
合語	<u> </u>	22,756,935	21,132,932	1,624,002			

### 3.売却したその他有価証券

## 第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額 ( 千円 )	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)		
株式	-	-	-		
債券	-	-	-		
その他	8,169,769	516,394	105,903		
合計	8,169,769	516,394	105,903		

## 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	140,240	58,440	•
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円(その他有価証券のその他102,096千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30% 以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

### (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2.確定給付制度

### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期	第34期
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生	56,895	15,898
額		
退職給付の支払額	188,683	218,947
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

### (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期	第34期
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生	47,759	4,606
額		
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	173,748	203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

# (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期	第34期
	(平成30年3月31日現在)	(平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	2,723,393	2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351
未認識数理計算上の差異	169,893	114,968
未認識過去勤務費用	550,128	484,766
貸借対照表に計上された負債と	285,836	445,616
資産の純額		
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	434,700	415,234
貸借対照表に計上された負債と	285,836	445,616
資産の純額		

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期	第34期
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の費用処理	47,053	43,633
額		
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付	281,066	284,199
費用		

⁽注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

## (5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期	第34期
	(平成30年3月31日現在)	(平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	<b>第33期</b>	弗34期
	(平成30年3月31日現在)	(平成31年3月31日現在)
割引率	0.069 ~ 0.67%	0.035 ~ 0.49%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.5~1.8%

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
	(   mass   s, je : H ; m L )	(1,330,10,30,113,112)
減損損失	445,379千円	436,050千円
投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
操延税金資産 小計 評価性引当額	2,027,829	2,122,023
編延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	133,105	127,144
連結納税適用による時価評価	1,382	1,320
その他有価証券評価差額金	655,348	497,269
その他	4	108
繰延税金負債 合計	789,840	625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳第33期(平成30年3月31日現在)及び第34期(平成31年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)及び第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [関連情報]

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)及び第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2.地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

		, , , , ,		7-2000 1 0	, 3 ° · · · /					
種類		所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会		東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	係る事務代 行手数料の	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主		東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	係る事務代 行手数料の	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円
L										

## 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円

	三菱UFJ	東京都	324,279	信託業、	被所有	当社投資信託の	投資信託に	5,298,064	未払手数料	671,568
	信託銀行(株)	千代田	百万円	銀行業	直接	募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
		X			100.0%	投資信託に係る	行手数料の			
						事務代行の委託	支払			
親						等	(注2)			
会										
社						投資の助言	投資助言料	695,834	未払費用	365,510
							(注3)	千円		千円
						役員の兼任				

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1.連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
  - 2.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
  - 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
  - 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
  - 5. ㈱三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、㈱三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

# (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	_							1		
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

## 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

713	1 132,00	., ,	_ 1 /2//	, 10/3	7 H /				
種類	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注 4)
同一の親	東京都千代田区	1,711,958 百万円		なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
会社を持つ					取引銀行	コーラブル預 金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000千 円
会社						コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円

同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	6,152,016	未払手数料	962,840
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
の	スランレー	区				投資信託に係る	行手数料の			
親	I UT.22.(1W)					事務代行の委託	支払			
会						等	(注2)			
社										
を ++										
持つ										
つ会										
社										
111							1			

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを

会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。

- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案 して決定しております。
- 3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

### 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

### (1株当たり情報)

	第33期	第34期		
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日		
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)		
1 株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円		
1 株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円		

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載して おりません。
  - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2: 「「「「「「「」」」」」「「」」						
	第33期	第34期				
	(自 平成29年4月1日	(自 平成30年4月1日				
	至 平成30年3月31日)	至 平成31年3月31日)				
当期純利益金額 (千円)	11,351,928	9,642,064				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-				
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	11,351,928	9,642,064				
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581				

## 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

第35期中間会計期間 (令和元年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金

46,350,665

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)
<b>「価証券報告書(内国投資信託受益証券)</b>

		有価証券報告書(
有価証券		3,906,355
前払費用		620,446
未収入金		8,561
未収委託者報酬		10,170,592
未収収益		585,312
金銭の信託		100,000
その他		134,705
流動資産合計		61,876,640
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	603,277
器具備品	1	794,065
土地	·	628,433
有形固定資産合計		2,025,776
無形固定資産		2,020,770
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,390,287
ソフトウェア仮勘定		1,024,221
無形固定資産合計		4,430,330
投資その他の資産		, ,
投資有価証券		18,792,024
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	822,988
長期差入保証金		579,291
前払年金費用		420,773
繰延税金資産		1,420,372
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		22,377,216
固定資産合計		28,833,324
資産合計		90,709,964
	第35期中間会計期間	(単位:千円)
	(令和元年9月30日現在)	
 (負債の部)	(マ和几年9月30日現在)	
(貝頃の品) 流動負債		
加野貝貝 預り金		200 597
未払金		290,587
未払収益分配金		131,632
未払償還金		424,093
未払手数料		4,009,808
その他未払金		2,100,383
未払費用		3,020,441
木拉真用 未払消費税等	2	381,045
未払法人税等	2	651,051
木仏伝入代寺 賞与引当金		•
見りいヨ本 役員賞与引当金		924,061 62,295
仅貝貝与かヨホ その他		900,753
流動負債合計		12,896,152
固定負債		
長期未払金		32,400
退職給付引当金		940,446
役員退職慰労引当金		107,709
	103/118	

-+117611151117	有価証券報告書
時効後支払損引当金	243,873
固定負債合計	1,324,430
負債合計	14,220,582
(純資産の部) 株主資本	
資本金 資本剰余金	2,000,131
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金 その他利益剰余金	342,589
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	21,264,872
利益剰余金合計	28,605,462
株主資本合計	75,338,306
	(単位:千円)
	第35期中間会計期間
	(令和元年9月30日現在)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,151,075
評価・換算差額等合計	1,151,075
純資産合計	76,489,381
負債純資産合計	90,709,964
(2)中間損益計算書	(単位:千円)
	第35期中間会計期間
	(自 平成31年4月1日
	至 令和元年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	34,073,281
投資顧問料	1,143,410
その他営業収益	8,361
営業収益合計 -	35,225,053
営業費用	40 744 704
支払手数料 広告宣伝費	13,714,724 252,678
公告費	252,076
コロラ 調査費	200
調査費	911,961
委託調査費	5,769,907
事務委託費	351,511
営業雑経費	
通信費	78,084
印刷費	218,610
協会費	25,207
諸会費	8,034
事務機器関連費	931,984
営業費用合計	22,262,956
一般管理費 給料	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)
177,096
2,873,051
924,061
62,295
635,789
4,597
97,388
193,484
327,917
212,710
25,108
1 647,817
177,080
6,358,399
6,603,697

(単位:千円)

# 第35期中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

至 令和元年9月30日)
34,517
2,101
327,868
73,834
32,904
15,364
486,590
46,457
1 12,337
175_
58,970
7,031,318
53,850
53,850
36,721
17,395
37
435
54,589
7,030,579
2,095,061
65,064
2,160,126
4,870,453

# (3)中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

(単位:千円)

株主資本

				F					
			資本剰余金						
	資本金資本		その他	資本	利益	その他利益剰余金		利益剰余金	株主資本合計
		準備金	資本剰余金	剰余金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当中間期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
中間純利益							4,870,453	4,870,453	4,870,453
株主資本以外									
の項目の当中									
間期変動額									
(純額)									
当中間期変動額合 計							4,804,722	4,804,722	4,804,722
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	21,264,872	28,605,462	75,338,306

	評価・換算		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当中間期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
中間純利益			4,870,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額 (純額)	24,341	24,341	24,341
当中間期変動額合計	24,341	24,341	4,780,380
当中間期末残高	1,151,075	1,151,075	76,489,381

## [重要な会計方針]

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5年~50年器具備品2年~20年投資不動産3年~47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による 定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求 に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## [注記事項]

建物

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第35期中間会計期間
(令和元年9月30日現在)
575,110千円
1.377.937壬円

器具備品 1,377,937千円 投資不動産 141,659千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	第35期中間会計期間
	(自 平成31年4月1日
	至 令和元年9月30日)
有形固定資産	85,187千円
無形固定資産	562,630千円
投資不動産	3,634千円

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末	
	株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	株式数 (株)	
発行済株式					
普通株式	211,581	-	-	211,581	
合計	211,581	-	-	211,581	

### 2. 配当に関する事項

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額9,675,175千円配当の原資利益剰余金1 株当たり配当額45,728円基準日平成31年3月31日効力発生日令和元年6月27日

## (リース取引関係)

第35期中間会計期間(令和元年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内675,956千円1年超337,978千円合計1,013,934千円

## (金融商品関係)

第35期中間会計期間(令和元年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

		中間貸借対照表計 上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	46,350,665	46,350,665	-
(2)	有価証券	3,906,355	3,906,355	-
(3)	未収委託者報酬	10,170,592	10,170,592	-
(4)	投資有価証券	18,736,664	18,736,664	-
資産	<b>†</b>	79,164,277	79,164,277	-
(1)	未払手数料	4,009,808	4,009,808	-
負債	<del> </del>	4,009,808	4,009,808	-

### (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

#### 負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に

よっております。

#### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額55,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、 異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (有価証券関係)

第35期中間会計期間(令和元年9月30日現在)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原価を	債券	-	-	-
超えるもの	その他	16,466,321	14,354,198	2,112,123
	小 計	16,466,321	14,354,198	2,112,123
中間貸借対照表計	株式	-	-	-
上額が取得原価を	債券	-	-	-
超えないもの	その他	6,176,697	6,629,733	453,035
	小 計	6,176,697	6,629,733	453,035
合	計	22,643,019	20,983,931	1,659,087

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額55,360千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について17,395千円(その他有価証券のその他17,395千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第35期中間会計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間
	(令和元年9月30日現在)
1株当たり純資産額	361,513.47円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	76,489,381
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	76,489,381
1株当たり純資産額の算定に用いられた	211 501
中間期末の普通株式の数(株)	211,581

## 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

「小コたり十間が小血並能及し井た工の全版18、	9/10/C0/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20
	第35期中間会計期間
	(自 平成31年4月1日
	至 令和元年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	23,019.33円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	4,870,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,870,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げ る行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等 定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 訴訟事件その他重要事項 該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(2019年9月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

名称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会 社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

- (1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等 を行います。

## 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年1月末現在)

- 三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類			
2019年 7月22日	臨時報告書			
2019年 7月22日	臨時報告書			
2019年 9月20日	臨時報告書			
2019年10月 8日	有価証券届出書の訂正届出書			
2019年10月 8日	有価証券報告書			
2019年10月21日	臨時報告書			
2019年11月20日	臨時報告書			

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

## 有限責任監査法人ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉃	也	ED

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

令和2年2月12日

三菱 U F J 国際投信株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)の令和1年7月10日から令和2年1月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)の令和2年1月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

令和2年2月12日

三菱 U F J 国際投信株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)の令和1年7月10日から令和2年1月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)の令和2年1月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

令和2年2月12日

三菱 U F J 国際投信株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)の令和1年7月10日から令和2年1月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)の令和2年1月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

令和元年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

## 有限責任監査法人トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	ED
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	ЕП

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和元年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成31年4月1日から令和元年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上